

地域産業委員会 案件一覧

(令和8年6月18・19日開催分)

○付託議案審査 1件

部局	上 程 順	件 名	資料 番号	説明者（所管課長名等）
創造部 地域未来	1	第61号議案 大田区立区民センター条例の一部を改正する条例	1	飯野 地域施設担当課長 古賀 雪谷特別出張所長

○補正予算案の説明 1件

部局	報 告 順	件 名	資料 番号	説明者（所管課長名等）
創造部 地域未来	1	令和8年度一般会計第2次補正予算案の概要について（地域未来創造部）	1	鈴木 地域力推進課長

○外郭団体の経営状況報告 4件

部局	報 告 順	件 名	資料 番号	説明者（所管課長名等）
地域未来創造部	1	一般財団法人国際都市おおた協会の経営状況報告について	1	井上 区民協働・多文化共生担当課長
	2	公益財団法人大田区スポーツ協会の経営状況報告について	2	大竹 スポーツ推進課長
	3	公益財団法人大田区文化振興協会の経営状況報告について	3	三上 文化芸術推進課長
経済産業部	4	公益財団法人大田区産業振興協会の経営状況報告について	1	石川 産業経済課長

○所管事務報告 7 件

部局	報告順	件 名	資料番号	説明者（所管課長名等）
地域未来創造部	1	（仮称）大田区中馬込三丁目複合施設及び（仮称）大田区南馬込四丁目複合施設 基本計画（案）について	1	飯野 地域施設担当課長
	2	地域未来創造部所管施設の工事に伴う利用の一時休止について	2	飯野 地域施設担当課長 高庭 池上特別出張所長 大竹 スポーツ推進課長 三上 文化芸術推進課長
	3	「おおたの窓口 2.0」に伴う蒲田東特別出張所の再配置について	3	山口 蒲田東特別出張所長
	4	大田区立公園水泳場の指定管理者候補者の選定について	4	大竹 スポーツ推進課長
産業経済部	5	大田区産業のまちづくり条例の改正について	1	石川 産業経済課長
	6	大田区賃貸工場等の指定管理者の募集について	2	高齋 産業振興担当課長
	7	【大田区制 80 周年記念】「わくわく！レシート抽選会」の実施について	3	片平 あきない振興担当課長

地域産業委員会 令和 8 年 6 月 18・19 日
地域未来創造部 資料 1 番
所管 地域力推進課 雪谷特別出張所

第61号議案

大田区立区民センター条例の一部を改正する条例

1 改正の目的

大田区公共施設等総合管理計画（令和 4 年 3 月）に基づく洗足区民センターの建替えに伴い、同施設を廃止するため、条例の一部を改正する。

2 改正案の要旨（詳細は別紙「新旧対照表」のとおり）

洗足区民センターに関する規定の削除

3 施行日

令和 9 年 4 月 1 日

4 その他

洗足区民センターは令和 9 年 3 月 31 日に運営を終了し、令和 9 年度以降に解体及び建築工事を行い、令和 12 年度以降に（仮称）上池台二丁目複合施設として供用を開始する予定。

大田区立区民センター条例（昭和44年条例第33号）新旧対照表

新						旧							
○大田区立区民センター条例 昭和44年10月11日 条例第33号 第1条から第22条まで（略） 別表第1（第1条関係）						○大田区立区民センター条例 昭和44年10月11日 条例第33号 第1条から第22条まで（略） 別表第1（第1条関係）							
<u>（削除）</u>		<u>（削除）</u>				<u>洗足区民センター</u>		<u>大田区上池台二丁目35番2号</u>					
馬込区民センター		<u>大田区</u> 南馬込四丁目6番5号				馬込区民センター		<u>同</u> 南馬込四丁目6番5号					
萩中集会所		同 萩中三丁目25番8号				萩中集会所		同 萩中三丁目25番8号					
大森西区民センター		同 大森西二丁目20番17号				大森西区民センター		同 大森西二丁目20番17号					
矢口区民センター		同 矢口二丁目21番14号				矢口区民センター		同 矢口二丁目21番14号					
別表第2（第3条関係）						別表第2（第3条関係）							
名称	施設名	時間区分				名称	施設名	時間区分					
		午前9時から午後5時まで	午前	午後	夜間			午前9時から午後5時まで	午前	午後	夜間		
<u>（削除）</u>						<u>洗足区民センター</u>	<u>高</u>	<u>広間</u>	<u>高 齢 者</u>			<u>集 会</u>	
							<u>高 齢 者</u>	<u>静養室</u>	<u>用</u>			<u>用</u>	
								<u>機能訓練室</u>					
								<u>第一和室</u>	<u>高 齢 者</u>			<u>集 会</u>	
								<u>第二和室</u>	<u>用</u>			<u>用</u>	
								<u>第三和室</u>					
								<u>第四和室</u>					
								<u>浴室</u>	<u>高齢者用 ただし、午後2時から午後5時まで。</u>				
							<u>集 会</u>	<u>第一集會室</u>		<u>集 会</u>	<u>集 会</u>	<u>集 会</u>	
							<u>施 設</u>	<u>第二集會室</u>					
							<u>体 育</u>	<u>体育室</u>		<u>体 育</u>	<u>体 育</u>	<u>体 育</u>	
							<u>施 設</u>			<u>用</u>	<u>用</u>	<u>用</u>	

新							旧						
馬込区民センター	高齢者施設	広間	高齢者用			集会用	馬込区民センター	高齢者施設	広間	高齢者用			集会用
		静養室							静養室				
		機能訓練室							機能訓練室				
		浴室	高齢者用　ただし、午後2時から午後5時まで。						浴室	高齢者用　ただし、午後2時から午後5時まで。			
	集会施設	第一集会室		集会用	集会用	集会用	集会施設	第一集会室		集会用	集会用	集会用	
		第二集会室						第二集会室					
体育施設	体育室		体育用	体育用	体育用	体育施設	体育室		体育用	体育用	体育用		
萩中集会所	高齢者施設	シルバールーム	高齢者用			集会用	萩中集会所	高齢者施設	シルバールーム	高齢者用			集会用
		教養室							教養室				
		機能訓練室							機能訓練室				
	集会施設	第一集会室		集会用	集会用	集会用	集会施設	第一集会室		集会用	集会用	集会用	
		第二集会室						第二集会室					
		第三集会室						第三集会室					
		キッズルーム						キッズルーム					
	体育施設	体育室		体育用	体育用	体育用	体育施設	体育室		体育用	体育用	体育用	
小体育室			小体育室										
大森西区民センター	高齢者施設	広間	高齢者用			集会用	大森西区民センター	高齢者施設	広間	高齢者用			集会用
		静養室							静養室				
		機能訓練室							機能訓練室				
		浴室	高齢者用　ただし、午後2時から午後5時まで。						浴室	高齢者用　ただし、午後2時から午後5時まで。			
	集会施設	レクリエーションホール		集会用	集会用	集会用	集会施設	レクリエーションホール		集会用	集会用	集会用	
		第二集会室						第二集会室					

新							旧						
		第三集会室							第三集会室				
		和室							和室				
	体育施設	体育室		体育用	体育用	体育用		体育施設	体育室		体育用	体育用	体育用
矢口区民センター	高齢者施設	広間	高齢者用			集会	矢口区民センター	高齢者施設	広間	高齢者用			集会
		第一静養室				用			第一静養室				用
		第二静養室							第二静養室				
		機能訓練室							機能訓練室				
		浴室	高齢者用　ただし、午後2時から午後5時まで。						浴室	高齢者用　ただし、午後2時から午後5時まで。			
	集会施設	第一集会室		集会用	集会用	集会用	集会施設	第一集会室		集会用	集会用	集会用	
		第二集会室						第二集会室					
		多目的室						多目的室					
		レクリエーションルーム						レクリエーションルーム					
	体育施設	スポーツスタジオ		体育用	体育用	体育用	体育施設	スポーツスタジオ		体育用	体育用	体育用	
体育室						体育室							
温水プール		体育個人使用 用　　午前9時30分から午後9時15分まで。 貸切り使用 （1）　午前9時30分から午前11時30分まで。 （2）　正午から午後2時まで。 （3）　午後2時30分から午後4時30分まで。 （4）　午後5時から午後7時まで。				温水プール		体育個人使用 用　　午前9時30分から午後9時15分まで。 貸切り使用 （1）　午前9時30分から午前11時30分まで。 （2）　正午から午後2時まで。 （3）　午後2時30分から午後4時30分まで。 （4）　午後5時から午後7時まで。					

新				旧			
			(5) 午後7時15分から午後9時15分まで。				(5) 午後7時15分から午後9時15分まで。
備考(略)				備考(略)			
別表第3(第7条関係)				別表第3(第7条関係)			
名称	施設名	単位	金額	名称	施設名	単位	金額
(削除)				洗足区民センター	広間	夜間	2,600円
					静養室	夜間	940円
					第一和室	夜間	400円
					第二和室	夜間	400円
					第三和室	夜間	660円
					第四和室	夜間	660円
					第一集会室	午前	1,500円
						午後	2,000円
						夜間	2,000円
					第二集会室	午前	1,500円
						午後	2,000円
						夜間	2,000円
					体育室	午前	2,300円
						午後	3,100円
						夜間	3,100円
馬込区民センター	広間	夜間	2,800円	馬込区民センター	広間	夜間	2,800円
	静養室	夜間	1,800円		静養室	夜間	1,800円
	第一集会室	午前	1,800円		第一集会室	午前	1,800円
		午後	2,400円			午後	2,400円
		夜間	2,400円			夜間	2,400円
	第二集会室	午前	1,100円		第二集会室	午前	1,100円
		午後	1,500円			午後	1,500円
		夜間	1,500円			夜間	1,500円
	体育室	午前	1,100円		体育室	午前	1,100円
		午後	1,500円			午後	1,500円
		夜間	1,500円			夜間	1,500円
萩中集会所	シルバールーム	夜間	4,500円	萩中集会所	シルバールーム	夜間	4,500円
	第一集会室	午前	1,700円		第一集会室	午前	1,700円
		午後	2,300円			午後	2,300円
		夜間	2,300円			夜間	2,300円
	第二集会室	午前	1,600円		第二集会室	午前	1,600円
		午後	2,200円			午後	2,200円
		夜間	2,200円			夜間	2,200円
	第三集会室	午前	1,600円		第三集会室	午前	1,600円

新				旧			
		午後	2,100円			午後	2,100円
		夜間	2,100円			夜間	2,100円
	キッズルーム	夜間	2,200円		キッズルーム	夜間	2,200円
	体育室	午前	1,400円		体育室	午前	1,400円
		午後	1,800円			午後	1,800円
		夜間	1,800円			夜間	1,800円
	小体育室	午前	320円		小体育室	午前	320円
		午後	420円			午後	420円
		夜間	420円			夜間	420円
大森 西区 民セ ンタ ー	広間	夜間	3,200円	大森 西区 民セ ンタ ー	広間	夜間	3,200円
	静養室	夜間	1,200円		静養室	夜間	1,200円
	レクリエーシ ョンホール	午前	780円		レクリエーシ ョンホール	午前	780円
		午後	1,000円			午後	1,000円
		夜間	1,000円			夜間	1,000円
	第二集会室	午前	1,900円		第二集会室	午前	1,900円
		午後	2,500円			午後	2,500円
		夜間	2,500円			夜間	2,500円
	第三集会室	午前	860円		第三集会室	午前	860円
		午後	1,100円			午後	1,100円
		夜間	1,100円			夜間	1,100円
	和室	午前	740円		和室	午前	740円
		午後	1,000円			午後	1,000円
		夜間	1,000円			夜間	1,000円
	体育室	午前	2,000円		体育室	午前	2,000円
		午後	2,700円			午後	2,700円
		夜間	2,700円			夜間	2,700円
矢口 区民 セン ター	広間	夜間	4,300円	矢口 区民 セン ター	広間	夜間	4,300円
	第一静養室	夜間	1,300円		第一静養室	夜間	1,300円
	第二静養室	夜間	1,300円		第二静養室	夜間	1,300円
	第一集会室	午前	1,000円		第一集会室	午前	1,000円
		午後	1,400円			午後	1,400円
		夜間	1,400円			夜間	1,400円
	第二集会室	午前	1,100円		第二集会室	午前	1,100円
		午後	1,400円			午後	1,400円
		夜間	1,400円			夜間	1,400円
	多目的室	午前	1,100円		多目的室	午前	1,100円
		午後	1,700円			午後	1,700円
		夜間	1,700円			夜間	1,700円
	レクリエーシ ョンルーム	午前	1,200円		レクリエーシ ョンルーム	午前	1,200円
		午後	1,800円			午後	1,800円
		夜間	1,800円			夜間	1,800円
	スポーツスタ	午前	1,900円		スポーツスタ	午前	1,900円

新					旧									
	ジオ	午後		2,500円		ジオ	午後		2,500円					
		夜間		2,500円			夜間		2,500円					
		体育室	午前		2,800円		体育室	午前		2,800円				
	午後		3,800円		午後			3,800円						
	夜間		3,800円		夜間			3,800円						
	温水プール	個人使用	一般（高校生以上）	2時間以内		460円		温水プール	個人使用	一般（高校生以上）	2時間以内		460円	
				超過時間30分ごと		120円					超過時間30分ごと		120円	
			小・中学生	2時間以内		100円				小・中学生	2時間以内		100円	
				超過時間30分ごと		20円					超過時間30分ごと		20円	
		貸切り使用		22,700円		貸切り使用			22,700円					
備考（略）					備考（略）									
<u>付 則</u>														
<u>この条例は、令和9年4月1日から施行する。</u>														

地域産業委員会
令和 8 年 6 月 18 ・ 19 日
地域未来創造部 資料 1 番
所管 地域力推進課

令和 8 年度一般会計第 2 次補正予算案の概要について（地域未来創造部）

歳出

(単位：千円)

No.	款項目	事業名	補正前 予算額	補正 予算額	補正後 予算額	補正理由及び補正内容	予算所属
1	総務費 スポーツ文化芸術費 文化芸術費	地域文化の振興	23,324	10,638	33,962	「大森駅と馬池洗地区の機運醸成事業～OMAISEN PROJECT～」の充実に伴う増	文化芸術推進課
合計			23,324	10,638	33,962		

地域産業委員会 令和 8 年 6 月 18・19 日
地域未来創造部 資料 1 番
所管 地域力推進課

一般財団法人国際都市おおた協会の経営状況報告について

1 経営状況（令和 7 年度）

（単位：円）

貸借対照表	資 産		流 動 資 産 計	37,478,158
			固 定 資 産 計	6,417,690
			資 産 合 計	43,895,848
	負 債		流 動 負 債	27,775,861
			固 定 負 債	1,980,847
			負 債 合 計	29,756,708
	正味財産		正 味 財 産 合 計	14,139,140 (当期増減額 1,370,412)

正味財産増減計算書	一般正味財産	経 常	経 常 収 益 計	127,144,080
			経 常 費 用 計	125,773,668
			当期経常増減額	1,370,412
		経常外	当期経常外増減額	0
			当期一般正味財産増減額	
	当期指定正味財産増減額			0
	当期正味財産増減額			1,370,412

2 主な事業報告（令和 7 年度）

（1）多文化共生の推進に関する事業

（定款第 4 条第 1 号事業） 40,114 千円

- ・多言語相談 相談者数2,193名、相談件数2,908件
- ・区への通訳派遣及び翻訳 通訳派遣件数366件、翻訳件数289件
- ・初級日本語講座 受講者数64名（全 3 期）
- ・おおたこども日本語教室 受講者数120名
- ・こども学習支援教室 受講者数78名（全 3 期）
- ・災害時外国人支援ボランティア講習会 受講者数35名 等

(2) 国際交流の推進に関する事業

(定款第4条第2号事業) 417千円

- ・日本語でプレゼンテーション 発表者数7名、観覧者数39名
- ・多文化交流会 参加者数72名(全3回)
- ・せかいのママパパひろば 参加者 19組(全6回) 等

(3) 国際人材育成に関する事業

(定款第4条第3号事業) 273千円

- ・国際交流ボランティア 登録者数358名 等

(4) 国際協力に関する事業

(定款第4条第4号事業) 18千円

- ・国際協力・理解講座 講師紹介3名 等

(5) 情報収集、調査研究及び広報

(定款第4条第5号事業) 2,767千円

- ・ホームページ及び公式SNSでの情報発信
- ・広報紙「GOCAニュースfromおおた」の発行 4回 等

(6) 大田区及び他の公共機関等から受託する事業

(定款第4条第6号事業) 8,003千円

- ・多言語情報紙「Ota City Navigation」の発行 8回 等

3 主な事業計画(令和8年度)

(1) 多文化共生の推進に関する事業

(定款第4条第1号事業) 27,399千円

- ・区への通訳派遣及び翻訳
- ・初級日本語講座
- ・おおたこども日本語教室
- ・こども学習支援教室
- ・災害時外国人支援ボランティア講習会 等

(2) 国際交流の推進に関する事業

(定款第4条第2号事業) 931千円

- ・日本語でプレゼンテーション
- ・多文化交流会
- ・せかいのママパパひろば 等

(3) 国際人材育成に関する事業

(定款第4条第3号事業) 546千円

- ・国際交流ボランティア募集 等

(4) 国際協力に関する事業

(定款第4条第4号事業) 9千円

- ・国際協力・理解講座講師の紹介 等

(5) 情報収集、調査研究及び広報

(定款第4条第5号事業) 2,575千円

- ・ホームページ及び公式SNSでの情報発信 等

(6) 大田区及び他の公共機関等から受託する事業

(定款第4条第6号事業) 21,047千円

- ・多言語相談 等

4 その他

役員等の異動について

職名	新役員氏名（就任日）	旧役員氏名（退任日）
評議員	岩井 克文 (令和7年6月3日就任)	原 圭介 (令和7年5月30日退任)
評議員	—	細島 道博 (令和7年7月31日退任)
評議員	前山 琢也 (令和7年11月6日就任)	—

職名	新役員氏名（就任日）	旧役員氏名（退任日）
評議員	—	前山 琢也 (令和8年3月31日退任)
理事	菊池 哲佳 (令和7年5月30日就任)	岩井 克文 (令和7年5月30日退任)
理事	中村 純子 (令和7年5月30日就任)	近藤 倫生 (令和7年5月30日退任)
理事	田尻 久美子 (令和7年5月30日就任)	深尾 定男 (令和7年5月30日退任)
理事	栢沼 勝 (令和8年4月23日就任)	中村 純子 (令和8年3月31日退任)
監事	西山 正人 (令和8年4月23日就任)	小泉 貴一 (令和8年3月31日退任)

公益財団法人大田区スポーツ協会の経営状況報告について

1 経営状況（令和 7 年度）（単位：円）

貸借対照表	資 産		流 動 資 産 計	46, 536, 780
			固 定 資 産 計	212, 035, 510
			資 産 合 計	258, 572, 290
	負 債		流 動 負 債	31, 918, 652
			固 定 負 債	0
			負 債 合 計	31, 918, 652
	正味財産		正味財産合計	226, 653, 638 (当期増減額△881, 290)

正味財産増減計算書	一般正味財産	経 常	経 常 収 益 計	376, 775, 394
			経 常 費 用 計	377, 429, 484
			当期経常増減額	△654, 090
		経常外	当期経常外増減額	0
		当期一般正味財産増減額		△881, 290
	当期指定正味財産増減額			0
	当期正味財産増減額			△881, 290

2 主な事業報告（令和 7 年度）

（1）スポーツ、レクリエーションの推進及び健康増進のための事業

（定款第 4 条第 1 項第 1 号関係） 27,286 千円

- ・健康体操教室 参加者 延 10,932 人
- ・区民スポーツまつり 参加者 延 12,181 人

（2）スポーツ、レクリエーションに関する普及啓発及び顕彰に関する事業

（定款第 4 条第 1 項第 2 号関係） 2,675 千円

- ・会報「ひろば」発行事業 第 81 号・第 82 号 計 20,500 部
- ・顕彰事業 受賞者 25 名 受賞団体 4 団体

（3）スポーツ、レクリエーションの指導者及び団体の育成に関する事業

（定款第 4 条第 1 項第 3 号関係） 2,552 千円

- ・指導者養成講習会 参加者 256 人
- ・スポーツ指導者普通救命講習会 参加者 33 人

（4）スポーツ、レクリエーションに関する各種教室及び大会の開催

（定款第 4 条第 1 項第 4 号関係） 30,389 千円

・スポーツ教室	参加者	延 3,805 人
・区民スポーツ大会	参加者	延 49,979 人

3 主な事業計画（令和8年度）

（1）スポーツ、レクリエーションの推進及び健康増進のための事業

（定款第4条第1項第1号関係） 31,137 千円

- ・健康体操教室
- ・東京都スポーツ大会への選手等派遣
- ・区民スポーツまつり

（2）スポーツ、レクリエーションに関する普及啓発及び顕彰に関する事業

（定款第4条第1項第2号関係） 3,309 千円

- ・ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用
- ・会報「ひろば」発行
- ・スポーツ講演会と体験教室
- ・顕彰事業（体育功労者・体育優良団体・スポーツ功労者等の表彰）

（3）スポーツ、レクリエーションの指導者及び団体の育成に関する事業

（定款第4条第1項第3号関係） 3,200 千円

- ・スポーツ団体の育成
- ・指導者養成講習会
- ・普通救命講習会

（4）スポーツ、レクリエーションに関する各種教室及び大会の開催

（定款第4条第1項第4号関係） 32,367 千円

- ・スポーツ教室
- ・区民スポーツ大会

4 その他

役員等の異動について

職名	新役員氏名（就任日）	旧役員氏名（退任日）
評議員	大巻 直人 （令和7年12月22日就任）	島村 照男 （令和7年9月12日死亡）
評議員	大森 昭彦 （令和7年7月10日就任）	湯本 良太郎 （令和7年6月12日辞任）
理事	中村 誠 （令和8年4月30日就任）	保下 誠 （令和8年3月31日辞任）

公益財団法人大田区文化振興協会の経営状況報告について

1 経営状況（令和7年度）

（単位：円）

貸借対照表	資 産		流 動 資 産 計	186, 402, 790
			固 定 資 産 計	412, 838, 496
			資 産 合 計	599, 241, 286
	負 債		流 動 負 債	181, 274, 060
			固 定 負 債	16, 999, 567
			負 債 合 計	198, 273, 627
	正味財産		正味財産合計	400, 967, 659 (当期増減額194, 349)

正味財産増減計算書	一般正味財産	経 常	経 常 収 益 計	1, 242, 960, 996
			経 常 費 用 計	1, 242, 333, 727
			当期経常増減額	627, 269
		経常外	当期経常外増減額	45, 000
		当期一般正味財産増減額		576, 569
	当期指定正味財産増減額			△382, 220
	当期正味財産増減額			194, 349

2 主な事業報告（令和7年度）

（1）文化芸術の振興に資する公演及び展示等の実施に関する事業

（定款第4条第1号関係） 139,215千円

来場者延べ人数 39,873名

事業数91（音楽43、伝統芸能6、演芸13、演劇2、美術13、その他14）

- ・OTAアート・プロジェクト馬込文士村演劇祭2025
- ・下丸子JAZZ倶楽部HappyBirthdayCONCERT
- ・新春プラザ寄席
- ・大田区学校出張講座 等

（2）文化芸術活動の支援、協働及び育成に関する事業

（定款第4条第2号関係） 19,347千円

- ・文化芸術活動支援事業

事業数18 来場者数20,257名

大田区アマチュアオーケストラの祭典2025（共催） 等

- ・公演サポーター事業 延べ321人
- ・大田文化の森活動支援事業
- ・大田区平和都市宣言記念事業

「平和記念式典」 来場者約2,200人、「平和祈念花火」 来場者約84,000人

(3) 文化芸術資源の調査、収集、保存及び活用に関する事業

(定款第4条第3号関係) 128,377千円

- ・龍子記念館 来館者14,026名
川端龍子生誕140年特別展「川合玉堂と川端龍子」、
名作展「川端龍子の描き出した世界 生誕140年を迎えて」等
- ・熊谷恒子記念館 来館者3,054名
かなの美展「熊谷恒子と『万葉集』 晩年までの荘重な書」等
- ・馬込アートギャラリー 来館者1,169名
令和8年2月1日に開館
- ・山王草堂記念館 来館者10,014名

(4) 文化芸術の活性化を図るための情報収集と発信に関する事業

(定款第4条第4号関係) 15,438千円

- ・情報誌「Art Menu」の発行 6回
- ・文化芸術情報紙「ART bee HIVE」の発行 4回(季刊)
- ・ホームページでの情報提供、SNSの活用 等

(5) 文化芸術の拠点施設の管理運営に関する事業

(定款第4条第5号関係) 555,017千円

- ・大田区民プラザ 利用者229,742名
- ・大田区民ホール 利用者315,105名
- ・大田文化の森 利用者164,447名
特定天井改修その他工事のためホールのみ7月から再開

3 主な事業計画(令和8年度)

- (1) 文化芸術の振興に資する公演及び展示等の実施に関する事業 146,027千円
- (2) 文化芸術活動の支援、協働及び育成に関する事業 22,268千円
- (3) 文化芸術資源の調査、収集、保存及び活用に関する事業 149,372千円
 - ・龍子記念館 地域連携企画展及び現代アートとのコラボレーション企画展 等
- (4) 文化芸術の活性化を図るための情報収集と発信に関する事業 18,454千円
- (5) 文化芸術の拠点施設の管理運営に関する事業 589,593千円

4 その他

役員等の異動について

職名	新役員氏名(就任日)	旧役員名氏名(退任日)
理事	中村 誠 (令和8年4月20日就任)	保下 誠 (令和8年3月31日辞任)
評議員	山田 良司 (令和8年4月17日就任)	今井 健太郎 (令和8年3月31日辞任)

職名	新役員氏名（就任日）	旧役員氏名（退任日）
評議員	しおの目 まさき (令和8年7月就任予定)	田 島 和 雄 (令和8年6月2日 辞任)
監 事	西 山 正 人 (令和8年4月20日就任)	小 泉 貴 一 (令和8年3月31日辞任)

公益財団法人大田区産業振興協会の経営状況報告について

1 経営状況（令和7年度）

（単位：円）

貸借対照表	資 産	流動資産計	262,218,020
		固定資産計	692,566,668
		資産合計	954,784,688
	負 債	流動負債	230,415,554
		固定負債	7,502,962
		負債合計	237,918,516
	正味財産	正味財産合計	716,866,172 (当期増減額△8,547,830)
増減計算書 正味財産	一般正味財産	経常	経常収益計 1,048,412,398
			経常費用計 1,049,788,141
			特定資産評価損益等 △7,097,100
			当期経常増減額 △8,472,843
	経常外	当期経常外増減額	△74,987
		当期一般正味財産増減額	△8,547,830
	当期指定正味財産増減額		0
	当期正味財産増減額		△8,547,830

2 主な事業報告（令和7年度）

- （1）大田区の産業振興のための情報収集・発信に関する事業
（定款第4条第1号関係） 6, 5 6 4 千円

・産業情報誌の発行 「テクノプラザ」 Web版の更新 年10回

- （2）区内中小企業の経営支援に関する事業
（定款第4条第2号関係） 3 6, 0 8 8 千円

・ビジネスサポートサービス Pi0フロント 利用件数 延べ3,059回

- （3）区内中小企業の取引拡大支援に関する事業
（定款第4条第3号関係） 1 5 9, 1 8 0 千円

・受・発注相談 ものづくり受発注商談会 参加企業169社 商談件数473件

- （4）区内中小企業の人材の育成・確保の支援に関する事業
（定款第4条第4号関係） 9, 9 3 1 千円

・中小企業次世代ものづくり人材の育成事業
都立産業技術高等専門学校との連携 基礎講座受講者数52人

(5) 区内中小企業の技術開発支援に関する事業

(定款第4条第5号関係) 114, 663千円

- ・第15回おおた研究・開発フェア 出展者数93社・機関
来場者数869人 商談件数4,947件

(6) 中小企業勤労者に対する勤労者福祉事業

(定款第4条第6号関係) 64, 358千円

- ・福利厚生事業

(7) 上記事業に関連を有する範囲において区、都、国又はその他の機関等から受託する事業

(定款第4条第7号関係) 167, 338千円

- ・産業プラザ展示ホール等の管理運営

3 主な事業計画（令和8年度）

(1) 大田区の産業振興のための情報収集・発信に関する事業（定款第4条第1号関係）
5, 225千円

(2) 区内中小企業の経営支援に関する事業（定款第4条第2号関係）
66, 330千円

(3) 区内中小企業の取引拡大支援に関する事業（定款第4条第3号関係）
189, 951千円

(4) 区内中小企業の人材の育成・確保の支援に関する事業（定款第4条第4号関係）
14, 452千円

(5) 区内中小企業の技術開発支援に関する事業（定款第4条第5号関係）
134, 275千円

(6) 中小企業勤労者に対する勤労者福祉事業（定款第4条第6号関係）
84, 778千円

(7) 上記事業に関連を有する範囲において区、都、国又はその他の機関等から受託する事業（定款第4条第7号関係）
189, 673千円

4 その他

役員等の異動について

職 名	新役員氏名（就任日）	旧役員氏名（退任日）
評議員	相川 英昭 (令和7年6月24日就任)	北見 公秀 (令和7年6月23日退任)
評議員	浅井 隆 (令和7年11月12日就任)	深尾 定男 (令和7年11月11日退任)
評議員	山田 良司 (令和8年4月22日就任)	今井 健太郎 (令和8年4月21日退任)
評議員	しおの目 まさき (令和8年5月28日就任)	田島 和雄 (令和8年5月27日退任)

理事	林田 由加里 (令和8年4月22日就任)	奥山 隆行 (令和8年4月21日退任)
理事	小野田 賀人 (令和8年4月22日就任)	中井 宏好 (令和8年4月21日退任)
監事	西山 正人 (令和8年4月22日就任)	小泉 貴一 (令和8年4月21日退任)

（仮称）大田区中馬込三丁目複合施設及び（仮称）大田区南馬込四丁目複合施設 基本計画（案）【概要版】

地域産業委員会
令和8年6月18・19日

地域未来創造部 資料 1 番

所管 地域力推進課

1. 目的

- ・馬込地区公共施設整備に係る基本構想に基づく複合施設の新設に伴い、設計条件を整理することを本基本計画の目的とする。
- ・老朽化した馬込図書館、馬込区民センターを中心に、**中馬込地区、南馬込地区**の2地区で複合施設を計画。
- ・周辺環境の分析や法的条件の整理に加えて、基本構想で定めた整備コンセプトの実現に向け各機能の特性を踏まえた配置の考え方の整理を行う。

2. 計画地の概況

以下の地区の特性を踏まえ、周辺環境とのつながりに配慮して計画を行う。

- ・ **起伏**に富み、地区の大半が**閑静な住宅地**で構成されるほか、農業を営む生産緑地も存在している。
- ・ 「**馬込文士村**」に多くの文士や芸術家が住んだ地域で、現在でも歴史的な地域資源が点在している。
- ・ 流入人口が区内の他地域に比べて多く、一定の年少人口を保ちながら**幅広い世代**が居住している。



中馬込地区

- ・ 特別出張所のある**上段**、保育園の**中段**、東京地下鉄(株)用地の**下段**の3段に分かれ、最大11mの**高低差**がある。
- ・ 南側の一部を除き**中規模集合住宅**が集まるエリア。



南馬込地区

- ・低層の戸建てが並ぶ閑静な環境に位置し、最大8mの高低差がある傾斜地。
- ・周辺には桜のpromenadeなどの緑地が存在。



3. 施設整備方針

- ・**図書館**(馬込文士村コーナーを含む)・**特別出張所**・**保育園**の複合施設となる中馬込地区は「**文化の丘**」、**区民センター**・**児童館**・**保育園**・**図書サービスコーナー**(図書の閲覧および予約資料の貸出・返却機能)の複合施設となる南馬込地区は「**みらいの丘**」を施設計画コンセプトとし、地域に愛される**拠点**を目指す。
- ・**緑化**と建物の**低層化**により地域と調和した施設計画としながら**ZEB Ready**の達成を目指す。
- ・施設の建て替えにより耐震性に対する強靱化を図り、各施設機能に応じた**防災機能を確保**する。

ロビー空間のイメージ

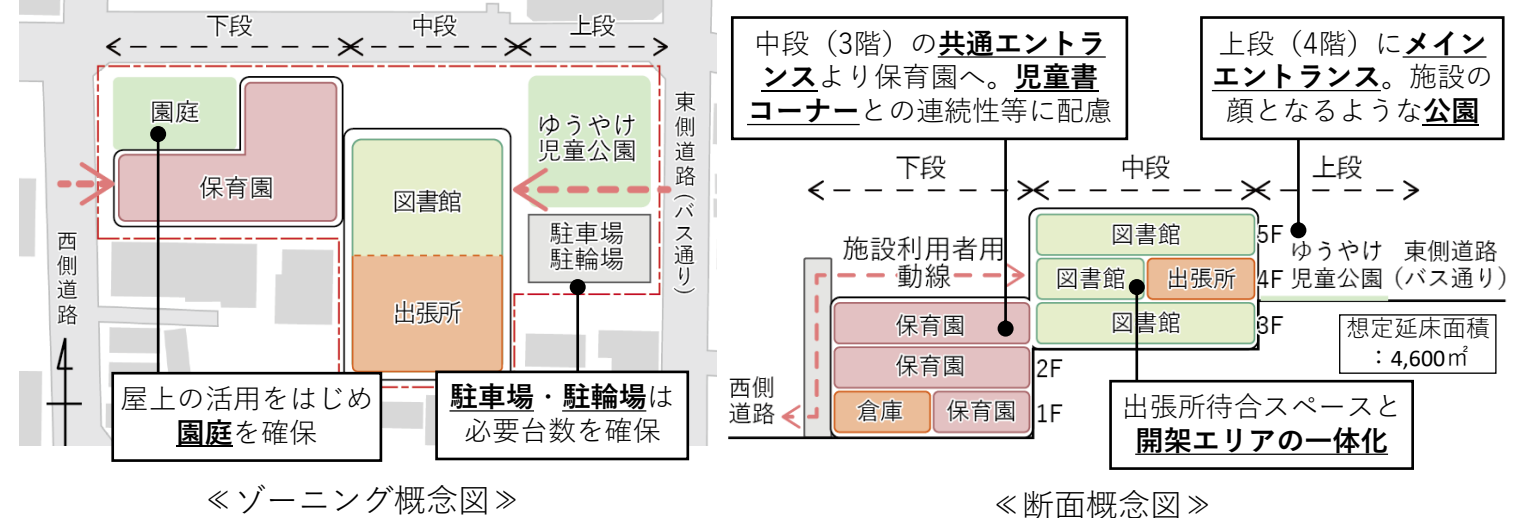


施設計画のポイント

- ・ 目的がなくても立ち寄れる、多世代の居場所となる ロビー空間
- ・ 施設内での 高低差解消と、両複合施設の連携による 回遊性向上

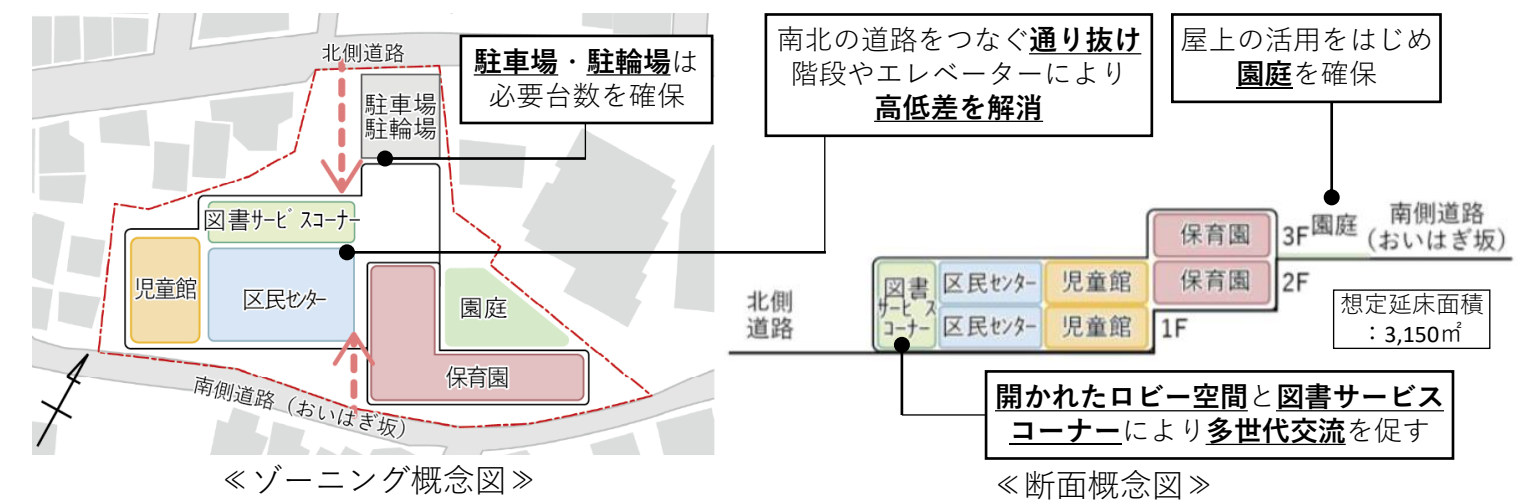
4. 中馬込地区の施設計画（詳細は設計段階で検討）

- ・**仮設建物が不要**であること、馬込図書館（昭和46年以前の旧旧耐震基準）の**早期移転**が可能なこと、建設費や利用環境への影響が大きい**地下階を少なく**すること等を考慮し、総合的に施設の配置を検討する。
- ・施設内に加え、西側道路（1階）から東側道路（4階）まで**高低差を解消**するエレベーターを設置する。



5. 南馬込地区の施設計画（詳細は設計段階で検討）

- ・高低差を**有効活用**すること、建設費や利用環境への影響が大きい**地下階を少なく**すること、近隣住民への**音**や**圧迫感**等を少なくすること等を考慮し、総合的に施設の配置を検討する。
- ・敷地の傾斜に沿って、低層の住宅地と**調和のとれた建物**を計画。開かれた**ロビー空間**や**図書サービスコーナー**により、目的がなくても入りやすく、**多世代交流**のきっかけとなる施設を目指す。



6. 今後のスケジュール

設計及び建築工事に必要な期間は以下のとおり。

詳細な解体・建築工事スケジュールは、基本・実施設計時に詳細を検討する。

内容 \ 年度	令和8	令和9	令和10	令和11以降	
設計工程		設計			
説明会等	説明会等				
工事工程				解体・建築工事	
				※工事期間中、ゆうやけ児童公園は廃止しその後再整備	

(仮称) 大田区中馬込三丁目複合施設及び
(仮称) 大田区南馬込四丁目複合施設に係る
基本計画 (案)

令和 8 年 5 月

大田区

－ 目次 －

1. 目的
 - (1) 事業概要
 - (2) 本基本計画の対象
 2. 計画地の概況・法的条件
 - (1) 馬込エリアの特性
 - (2) 各既存施設の概要
 - (3) 計画地の概況
 - ①中馬込地区
 - ②南馬込地区
 - (4) 法的条件
 - ①中馬込地区
 - ②南馬込地区
 3. 施設整備方針
 - (1) 施設計画コンセプト
 - (2) 各機能・主要室の整備方針
 - ①両地区共通
 - ②中馬込複合施設
 - ③南馬込複合施設
 - (3) 各室の連携イメージ
 - ①中馬込複合施設
 - ②南馬込複合施設
 4. 施設計画
 - (1) 中馬込複合施設計画
 - ①配置比較
 - ②ゾーニング計画
 - ③平面計画案
 - ④工事ステップ案
 - (2) 南馬込複合施設計画
 - ①配置比較
 - ②ゾーニング計画
 - ③平面計画案
 - (3) 環境計画
 - ①環境負荷低減基準（ZEB 基準）
 - ②自然エネルギー活用方針
 - ③各機能の環境計画
 - (4) 構造計画
 - ①耐震性能の検討
 5. 事業費用概算
 6. 今後のスケジュール
-

1. 目的

1-1. 事業概要

「馬込地区公共施設整備に係る基本構想」（以下「基本構想」という。）に基づき、老朽化した既存施設を一体的に新設します。公共施設整備による一貫した行政サービスの提供及び施設の総量の抑制と併せて、地区特有の高低差を解消し、地域の回遊性の向上を図ることで、区民や来街者を惹きつける「魅力あるまちづくり」を進めます。

本基本計画案は、両地区の複合施設の新設に向け、設計上の条件となる事項をまとめることを目的とします。周辺環境の分析や法的条件の整理に加え、基本構想で定めた整備コンセプトの実現に向けて、各機能の特性を踏まえた配置の考え方の整理を行いました。

1-2. 本基本計画の対象

特に老朽化している馬込図書館（中馬込二丁目）、馬込区民センター（南馬込四丁目）を中心に、「中馬込地区」（赤枠）と「南馬込地区」（青枠）のエリアを設定し、エリア毎に複合施設を計画します。



図 1 現況配置図 （出典：国土地理院「地理院地図」を加工して作成）

2. 計画地の概況・法的条件

2-1. 馬込エリアの特性

馬込地区は、川の流れによって削り出された複雑な地形を有しています。かつてはその起伏の多さから「馬込九十九谷（まごめつくもだに）」と称されており、現在も台地と低地をつなぐ豊かな坂道が、この地特有の景観をつくり出しています。地区の大半は閑静な住宅地によって構成されているほか、農業を営む生産緑地も点在するのが特徴です。

『大田区都市計画マスタープラン（令和4年3月）』の馬込・池上地域の都市づくり方針においても、こうした緑豊かな自然環境や、池上本門寺をはじめとする歴史文化資源を維持・保全し、落ち着いた住宅地を形成することが位置付けられています。

かつては「馬込文士村」と称され多くの文士や芸術家が住んでいた地域でもあり、現在も歴史的・文化的な地域資源が各所に点在しています。これらの資源を活かすことで、地域の回遊性向上やにぎわい創出につながる可能性を有しています。

また、馬込地区が含まれる大森地域全体では、流入人口が多く、区内の他地域より年少人口の減少割合が緩やかです。一定の年少人口を保ちながら幅広い世代が居住する地域特性を持っています。

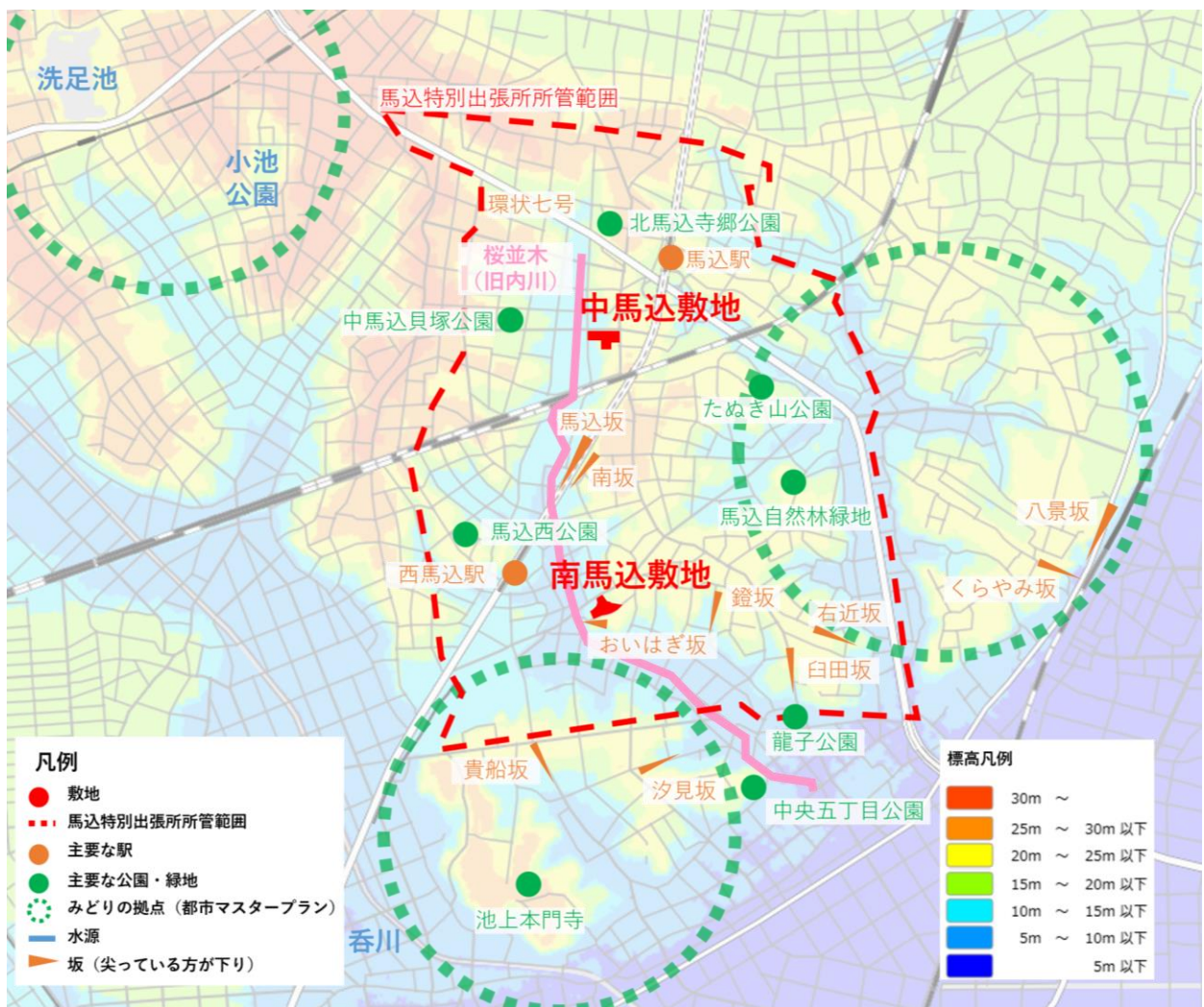


図2 馬込地区の地域資源（出典：国土地理院「地理院地図」を加工して作成）

2-2. 各既存施設の概要

『大田区公共施設個別施設計画（令和3年3月）』では、昭和46（1971）年度以前に建築された「旧旧耐震基準」の建物（下表の築年度に下線で表示）を原則「新築（建替え）」とする考え方が定められています。この考え方にに基づき、「中馬込地区」、「南馬込地区」の以下の既存施設を基に、両地区に複合施設を整備します。

表1 中馬込地区既存施設

	馬込図書館	馬込特別出張所	馬込保育園	ゆうやけ児童公園
敷地面積	864 m ²	895 m ²	1,773 m ²	466 m ²
延床面積	1,608 m ²	856 m ²	818 m ²	—
築年度	<u>昭和45年</u>	昭和60年	昭和54年	—
用途地域	近隣商業地域/準住居地域/第一種住居地域	近隣商業地域/第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域
建蔽率	80%/60%	80%/60%	60%	60%
容積率	300%	300%/200%	200%	200%
高度地区	第三種高度地区 最低限高度地区	第三種高度地区/ 第二種高度地区	第二種高度地区	第二種高度地区
日陰規定	5h-3h/4m	5h-3h/3h-2h/4m	3h-2h/4m	3h-2h/4m
防火指定	準防火地域/防火地域	準防火地域	準防火地域	準防火地域

表2 南馬込地区既存施設

	馬込区民センター ※既存の延床面積に「南馬込四丁目児童館」、 「上池台障害福祉会館馬込分場」を含む。	みなみまごめ保育園
敷地面積	1,496 m ²	1,032 m ²
延床面積	1,880 m ² ※	936 m ²
築年度	<u>昭和44年</u>	<u>昭和42年</u>
用途地域	第一種低層住居専用地域	第一種低層住居専用地域
建蔽率	50%	50%
容積率	100%	100%
高度地区	第一種高度地区	第一種高度地区
日陰規定	4h-2.5h（1.5）	4h-2.5h（1.5）
防火指定	準防火地域/新たな防火規制区域	準防火地域/新たな防火規制区域

2-3. 計画地の概況

2-3-1. 中馬込地区

中馬込地区の計画地は、既存特別出張所の建つ「上段」・既存保育園の建つ「中段」・東京地下鉄(株)用地の「下段」の三段に分かれていることが特徴です。

都営浅草線馬込駅から徒歩5分、馬込橋バス停留所からすぐに位置しており、最大11メートルの高低差をもつ東側と西側の道路と、この高低差をつなぐ北側の坂道に囲まれた敷地です。周辺は南側の一部を除き、中規模の集合住宅に囲まれた市街地となっています。

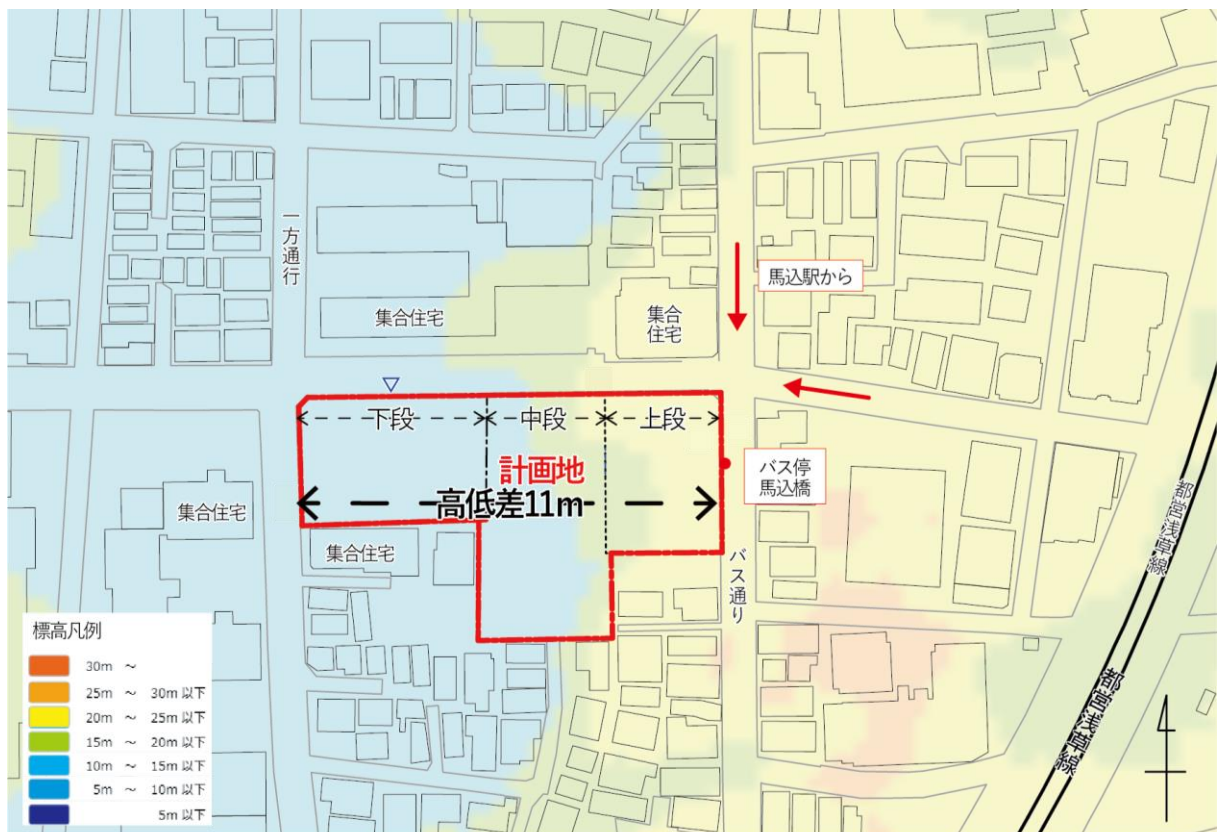


図3 中馬込地区周辺（出典：国土地理院「地理院地図」を加工して作成）

2-3-2. 南馬込地区

南馬込地区の計画地は、低層の戸建て住宅からなる閑静な住宅街の中に位置し、最大 8 メートルの高低差をもつ傾斜地となっています。

敷地南側には墓地が近接しており、周囲に視界を遮るものが少ないため優れた眺望を有しています。都営浅草線西馬込駅より徒歩 8 分、万福寺前バス停留所より徒歩 4 分の場所に位置し、近隣には桜のプロムナード、郷土博物館、熊谷恒子記念館等の文化的な地域資源が存在しています。

また北側の道路は都市計画道路に指定されており、将来道路の拡幅が計画されています。



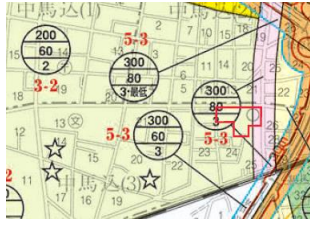
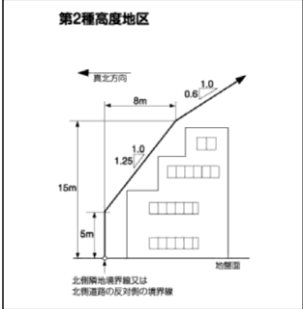
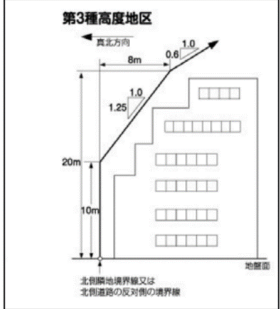
図 4 南馬込地区周辺 (出典：国土地理院「地理院地図」を加工して作成)

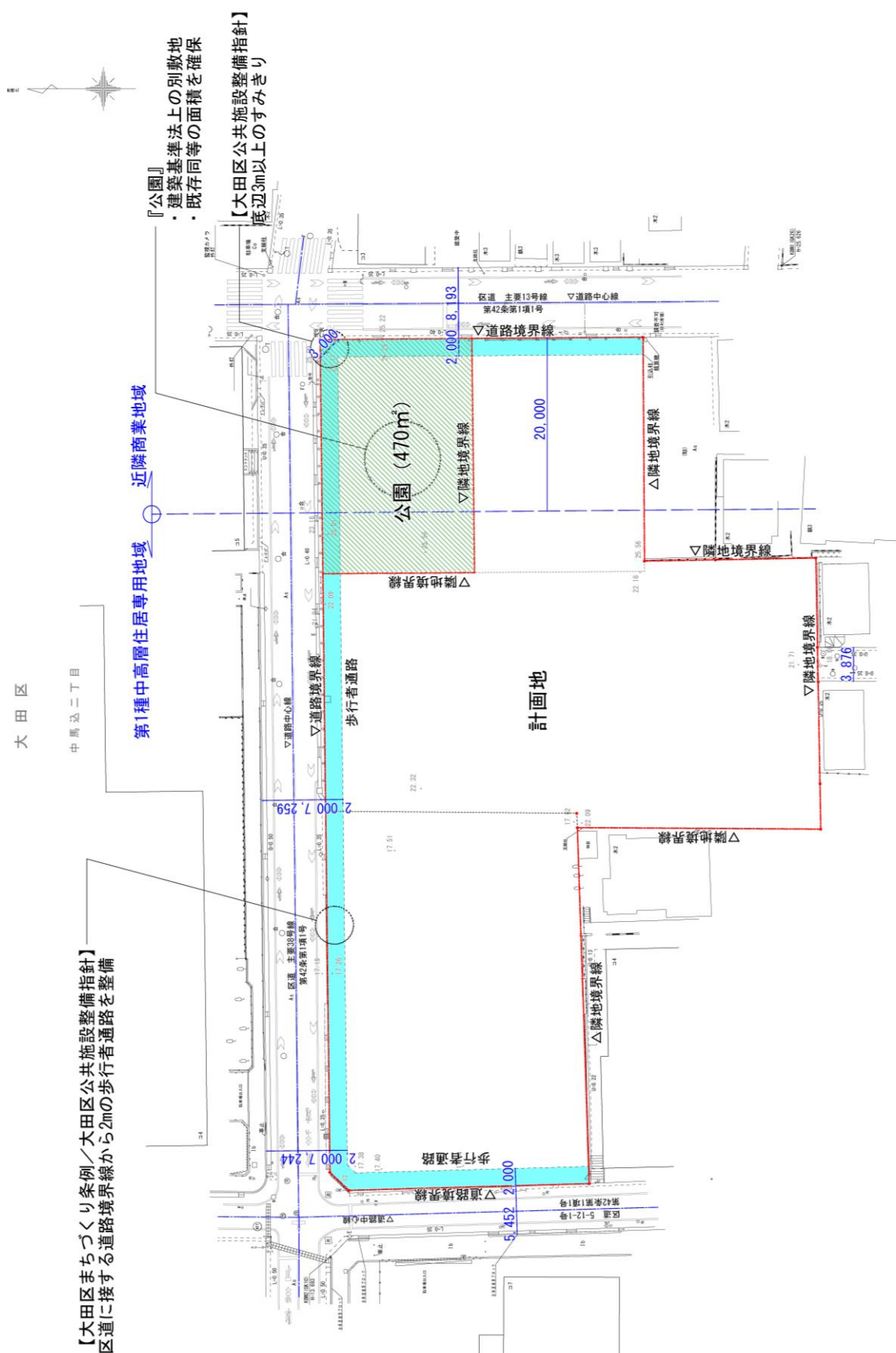
2-4. 法的条件

2-4-1. 中馬込地区

敷地概要と法的条件は以下のとおりです。

表 3 中馬込地区敷地概要と法的条件

■都市計画地図	■高度地区	
	第2種高度地区  第3種高度地区 	
■敷地概要		
計画地（地名地番）	大田区中馬込三丁目71番他	
敷地面積（暫定値）	3,475 ㎡（公園除く）	
用途地域	第1種中高層住居専用地域	近隣商業地域
面積（暫定値）	3,080	395
用途制限（計画建物用途に限る）	出張所※は以下の条件で建設可	
	※地方公共団体の支所及び支所として4階以下とする	
開発許可基準	道路幅員基準不適合 都市計画法施行令第25条第二号ただし書の適用及び同条第四号の緩和の適用が必要	
地区・区域		
防火地域	準防火地域	準防火地域
高度地区	第2種高度地区	第3種高度地区
景観計画の区域区分	市街地類型（住環境保全市街地）	
都市計画道路	無	
許容建ぺい率（％）	80（指定：60+角地+準耐火）	100（指定：80+角地+準耐火）
許容建ぺい率計（％）	82	
許容建築面積（㎡）	2,859	
指定容積率（％）	200	300
許容容積率計（％）	211	
許容容積率対象面積（㎡）	7,345	
道路斜線	適用距離20m+勾配1.25	適用距離25m+勾配1.5
隣地斜線	20m+勾配1.25	31m+勾配2.5
北側斜線	有	
日影規制	3時間-2時間 測定面：4 m	5時間-3時間 測定面：4 m
■各種条例基準		
大田区まちづくり条例	・壁面後退距離：隣地境界線から50cm以上 ・公道の拡幅整備等：区道に接する場合、当該道路から2mの歩行者通路を整備	
緑化基準 ※特記なき限り 【大田区みどりの条例】より	・地上部緑化 敷地面積※1×（100-84※2）×1/100×0.35 → 敷地面積×6% 以上…① ※1 歩行者通路及び角切り部を除くことも可能 ※2 建蔽率の緩和を含む（100%の場合は90%で計算） 【大田区公共施設整備指針】敷地面積×12%以上…② ①⇔②で大きい方→敷地面積×12%以上 ・接道緑化：接道長さ×0.7以上 ・屋上緑化基準 屋上面積（出入り及び利用可能部分）×0.25以上	
附置義務台数		
駐車場	【大田区開発指導要綱】 敷地内に2台以上 【東京都駐車場条例】 周辺地区に該当。特定用途（事務所）の部分の床面積<2000㎡ ⇒一般及び荷捌き駐車場とも対象外	
自転車駐輪場	【大田区開発指導要綱】 設置義務の対象となる施設：図書館・保育所 図書館の床面積15㎡ごとに1台⇒1115㎡/15㎡=75台 保育室の床面積50㎡ごとに1台⇒425㎡/50㎡=9台 計 84台	



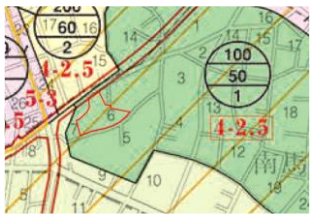
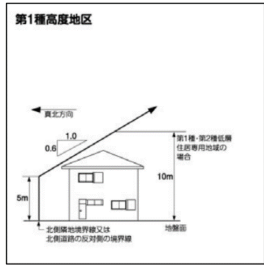
中馬込三丁目

図 5 中馬込地区配置条件

2-4-2. 南馬込地区

敷地概要と法的条件は以下のとおりです。

表 4 南馬込地区敷地概要と法的条件

	
■敷地概要	
計画地	大田区南馬込四丁目1494番3他
敷地面積（暫定値）	3,554 m ²
用途地域	第一種低層住居専用地域
用途制限（計画建物用途に限る）	児童館※1は以下の条件で建設可（区民センターは建設不可※2）
	※1：600m ² 以上は不可 ※2：建設不可建築基準法第48条の許可の取得が必要
開発許可基準	道路幅員基準不適合 都市計画法施行令第25条第二号ただし書の適用及び同条第四号の緩和の適用が必要
地区・区域	
防火地域	準防火地域 新たな防火規制（東京都建築安全条例第7条の3）
高度地区	第1種高度地区
景観計画の区域区分	市街地類型（住環境保全市街地）
都市計画道路	北側：幅員15m
許容建ぺい率（％）	60（指定：50+準耐火）
許容建ぺい率計（％）	60
許容建築面積（m ² ）	2,132
指定容積率（％）	100
許容容積率計（％）	100
許容容積率対象面積（m ² ）	3,554
道路斜線	適用距離20m+勾配1.25
隣地斜線	無
北側斜線	5m+勾配1.25
日影規制	4時間-2.5時間 測定面：1.5 m
■各種条例基準	
大田区まちづくり条例	・壁面後退距離：隣地境界線から50cm以上 ・公道の拡幅整備等：区道に接する場合、当該道路から2mの歩行者通路を整備
緑化基準	・地上部緑化
※特記なき限り	敷地面積※1×（100-60※2）×1/100×0.4 → 敷地面積×16%以上 …①
【大田区みどりの条例】より	※1 歩行者通路及び角切り部を除くことも可能 ※2 建蔽率の緩和を含む（100%の場合は90%で計算）
	【大田区公共施設整備指針】敷地面積×12%以上…②
	①⇔②で大きい方→敷地面積×16%以上
	・接道緑化：接道長さ×0.7以上 ・屋上緑化基準
	屋上面積（出入り及び利用可能部分）×0.25以上
附置義務台数	
駐車場	【大田区開発指導要綱】
	敷地内に2台以上
	【東京都駐車場条例】
	周辺地区に該当。特定用途（事務所・体育館）の部分の床面積＜2000m ²
	⇒一般及び荷捌き駐車場とも対象外
自転車駐輪場	【大田区開発指導要綱】
	設置義務の対象となる施設：図書館・保育所・区民センター
	図書館の床面積15m ² ごとに1台⇒110m ² ／15m ² =8台
	保育室の床面積50m ² ごとに1台⇒450m ² ／50m ² =9台
	区民センターの床面積25m ² ごとに1台⇒610m ² ／25m ² =25台
	計 42台

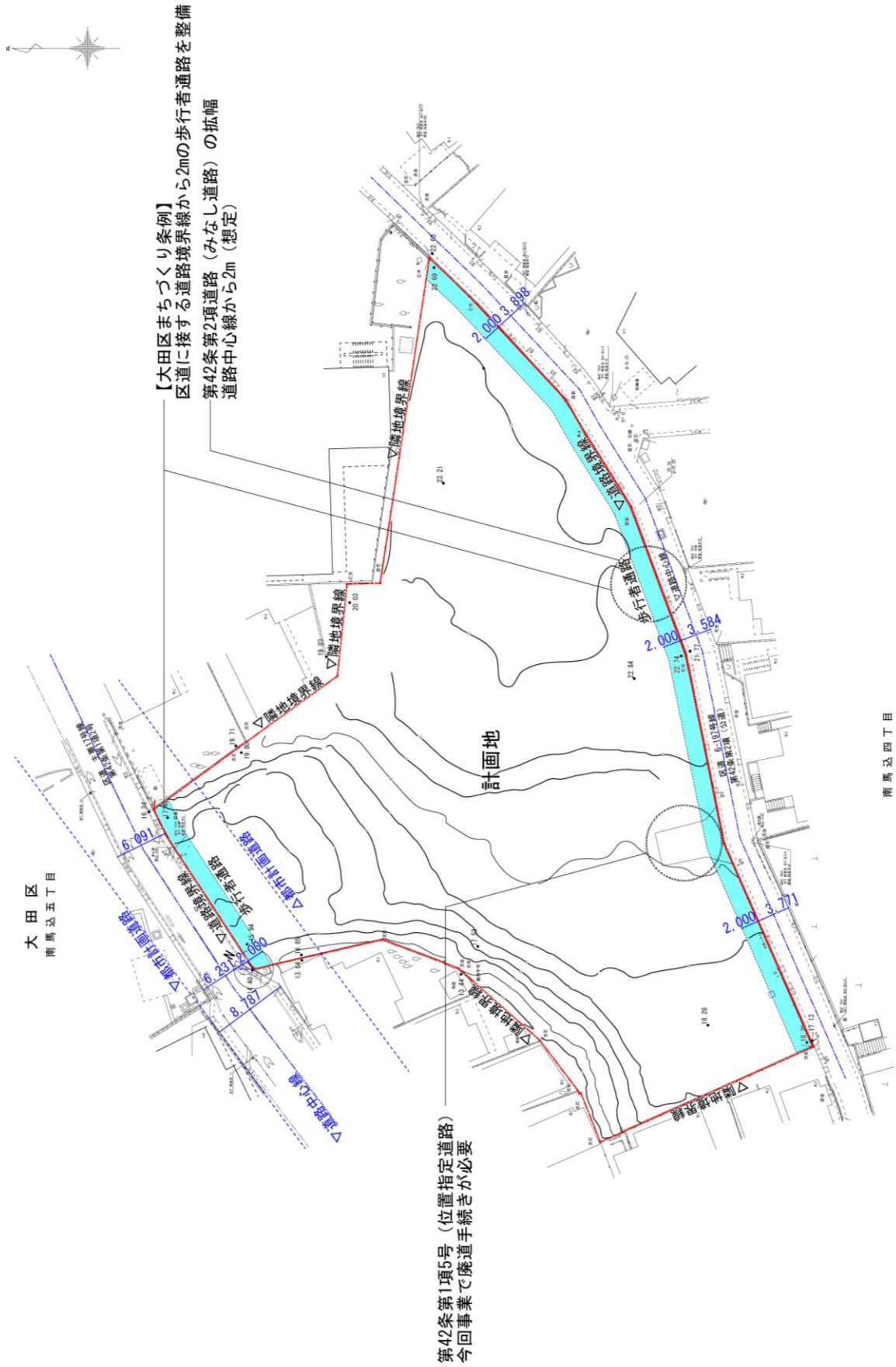


図 6 南馬込地区配置条件

3. 施設整備方針

3-1. 施設計画コンセプト

基本構想では、①幅広い世代の利用 ②地区の特性に合った施設づくり ③防災拠点機能の強化に関する三つの整備コンセプトを定めています。この三つの整備コンセプトを踏まえ、中馬込地区・南馬込地区の施設計画コンセプトを定めます。

中馬込地区では、地域力推進の拠点となる特別出張所や、区民の教育と文化の発展を目指す図書館、こどもに安全な生活の場を提供する区立保育園が複合化されます。歴史や文化を含めた地域の魅力を育む拠点として、「出会い学びあう 文化の丘」をコンセプトとします。

南馬込地区では、保育園と、こどもの健全育成を目的とした児童館、さらに区民の文化活動、地域活動及び生涯学習活動を促進し文化・地域力の向上を目指す拠点となる区民センターが複合化されます。こどもや子育て世代から高齢者まで、あらゆる世代が気軽に訪れ、みらいに向けて生涯学習ができる拠点を目指し、「遊び育ちあう みらいの丘」をコンセプトとします。

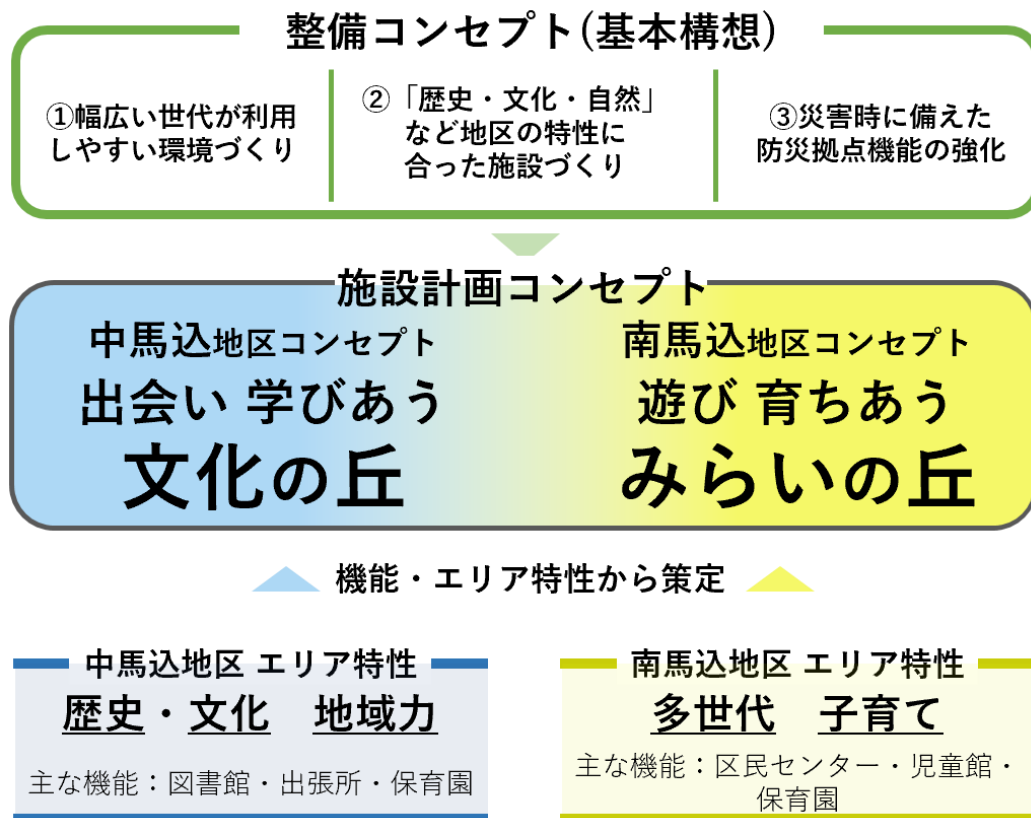


図 7 施設計画コンセプト

3-2. 各機能・主要室の整備方針

3-2-1. 両地区共通

複合化にあたって、各機能の相乗効果を生むような連携を図ります。加えて多世代の居場所としてロビー空間や屋外空間を充実させ、地域に愛される拠点を目指します。

高低差をエレベーター等で解消し、アクセス性向上により誰もが利用しやすい施設とします。さらに二つの拠点が連携しあうことや、コミュニティサイクル設置や新たな地域内交通サービス等多様な移動手段を検討することで、周辺施設や地域資源に対する回遊性の向上を図ります。

日常的な地域活動の場としての賑わいを創出しながら、各施設機能に応じた、防災機能を確保します。その中で、風水害における対策についても、施設機能として整備を検討します。

また、屋上の活用については、管理運営上の観点や各種設備の設置場所の検討等の視点とともに、今後検討を進めます。

3-2-2. 中馬込複合施設

○図書館

地域の知の拠点として、必要な蔵書数を揃え、利用者が必要な知識や情報を手に入れられる環境や、ゆっくりと過ごせる読書・休憩スペース、グループ学習ができる場を備えた図書館を目指します。さらに、馬込ならではの歴史や馬込文士村の文化を発信する機能を強化し、多様化する図書館サービスに対応できる施設を整備します。

幅広い世代が利用できる「開かれた活動の場」を計画することで、利用者間の交流を促し、地域共創拠点としての機能を新たに追加します。

複合化される保育園・出張所をつなぐ機能となることを目指し、書架配置や機能の連携を検討します。

開架書架	閲覧スペースの充実と、テーマ性を持った書架配置により、多彩な居場所を計画します。目的外の本と出会える探索性と各機能をつなぐ開放性を両立した空間を実現します。利用者間の交流が自然と生まれ、活動の拠り所となることを目指します。
馬込文士村 コーナー	地域の魅力のひとつである「馬込文士村」に関する資料を展示します。誰もが気軽に立ち寄れる「コーナー」として整備します。
多目的 ラウンジ	図書館の自主事業等のイベントが行えるオープンスペースです。 多様な活動に対応できるよう、可変性を持たせ、屋外も積極的に活用します。 日常的には、図書閲覧スペース・交流スペースにも利用されます。

○特別出張所

窓口機能、地域力推進機能に加えて、災害時において初動期に重要な役割を担う地域の拠点として整備します。

待合スペースと図書館の開架エリアを一体的に整備することで、手続きの待ち時間も充実して過ごせるような滞在環境を目指します。

事務室	所管をまたぐ事務機能の統合により、利用者の多様なニーズに対して、一体的かつ効率的に応える行政サービスの提供の実現を目指します。 個人情報保護の観点から、運用方法の検討に加え、セキュリティの観点から適切なゾーニングや視線の操作等を行います。
会議室	地域の活動による利用のほか、将来的には自習やグループ学習の場等として図書館機能との連携を検討します。夜間・休日等の閉庁時間帯における利用を想定し、セキュリティを確保した動線計画とします。

○保育園

登降園時の図書館利用や、児童書コーナーとの連続性、さらに公園への「出張利用」を検討し、複合化による豊かな体験の実現を目指します。

園児の安全性の観点から、事務室から園庭及び各保育室への視認性の向上、入退館管理機能の集約等、セキュリティの確保を徹底します。

保育室	園庭との連続的な動線や、職員が複数クラスを行き来しやすい配置による、異学年クラス間の連携等を見据えた計画を検討します。 敷地の高低差により、複数階が地上に接続する特性を活かし、迅速な避難が可能な計画とします。
遊戯室	園内行事の開催、悪天候時において園庭の代替のあそび場、3～5歳児の午睡利用等、多様な用途に対応できる計画とします。
多目的室	乳幼児の室内遊びやカームダウンの場、感染症対策や医療的ケア児の受け入れスペースなど、多様な用途に対応できる計画とします。
園庭	園庭の日照条件、夏季の熱中症対策、近隣への音の影響に十分配慮した配置計画を行います。また、年齢毎の居場所や多様な外遊びを実現する、立体的な園庭を検討します。

○公園

人の流れの結節点となる「上段」の北東角に、複合施設と一体的な利用を想定した整備を検討します。坂道や複合施設との連続性を重視し、一体的な景観づくりに配慮します。

地域の憩いの場とすることに加え、図書館や特別出張所と連携したイベントも行える、多目的なひろばとしての活用を目指します。

3-2-3. 南馬込複合施設

○区民センター

広く区民の主体的な文化活動、地域活動、生涯学習、相互交流及び連携の推進を図る施設貸出し機能や、目的がなくても誰でも立ち寄れるような「ロビー空間」を整備します。

「ゆうゆうくらぶ」の機能については、ロビー空間を有効活用し、引き続き囲碁や談話などができるよう整備します。

体育室	施設貸出機能を維持・拡充しながら、スポーツ活動以外にも柔軟に対応できる計画とします。同施設内の保育園の運動会や、その他イベント等、多目的な利用を通じて、多世代の地域住民のつながりをつくることを目指します。
集会室	多様な利用目的に対応できるように多機能化し、比較的稼働率の高い体育室の利用適正化を図ります。
ロビー空間	図書サービスコーナーとの一体的な配置や、階段や吹抜け等と合わせて各階に計画することで、活動や交流の場を目指します。

○児童館

児童館の利用状況や馬込地区における子育てニーズ等を踏まえ、児童館機能の強化を図ります。学童保育機能に加え、一時預かり保育や子育てひろばを充実させ、乳幼児親子への支援体制を強化します。

複合施設において、児童の安全確保の観点から、職員による見守りが行き届くような部屋の配置とします。また、梅田小学校等からの主要なアクセス動線に配慮した配置を計画します。

学童 保育室	図書・工作コーナーを学童保育室に隣接した配置とし、工具等の安全性や利用方法に配慮しながら、児童が主体的に多様な遊びを選択できる環境づくりを目指します。
遊戯室	活動の幅を広げるため、区民センター体育室との一体的な利用や機能連携を検討します。
子育て ひろば・ 一時預かり 保育室	乳幼児親子が安心して過ごせる居場所となるよう、就学児との動線や利用環境に配慮した配置計画とします。乳幼児親子が円滑に利用できるよう、ベビーカーでのアクセスに配慮した動線を確保します。

○保育園

登降園時の図書サービスコーナーとの連続性、さらに区民センターの体育室や集会室への「出張利用」を検討し、複合化による豊かな体験の実現を目指します。

園児の安全性の観点から、事務室から園庭及び各保育室への視認性の向上、入退館管理機能の集約等、セキュリティの確保を徹底します。

保育室	園庭との連続的な動線や、職員が複数クラスを行き来しやすい配置による、異学年クラス間の連携等を見据えた計画を検討します。 敷地の高低差により、複数階が地上に接続する特性を活かし、迅速な避難が可能な計画とします。
遊戯室	園内行事の開催、悪天候時において園庭の代替のあそび場、3～5歳児の午睡利用等、多様な用途に対応できる計画とします。
多目的室	乳幼児の室内遊びやカームダウンの場、感染症対策など、多様な用途に対応できる計画とします。
園庭	園庭の日照条件、夏季の熱中症対策、近隣への音の影響に十分配慮した配置計画を行います。また、自然豊かな敷地の高低差や形状を活かし、園児の豊かなあそび環境を実現できる立体的な園庭計画を検討します。

○図書サービスコーナー

起伏に富んだ馬込地区において、図書館利用が困難な高齢者や子育て世代の利便性を向上させるため、図書の閲覧及び予約資料の貸出・返却機能を備えた拠点を整備します。

施設を訪れた区民が気軽に立ち寄り、図書や情報に触れられるようロビー空間などの共用部と一体的に計画します。

また、乳幼児親子の居場所としての活用や、蔵書を児童館内に持ち込めるようにする等、複合施設の利点を活かした運用のあり方を検討します。

3-3. 各室の連携イメージ

3-3-1. 中馬込複合施設

特別出張所待合スペースと開架書架の連携による、手続きに係る待ち時間の充実を目指します。

公園とも連携し、活動の場となる多目的ラウンジを検討します。

保育園と児童書コーナーとの連続性等、複合施設ならではの機能間連携を図ります。

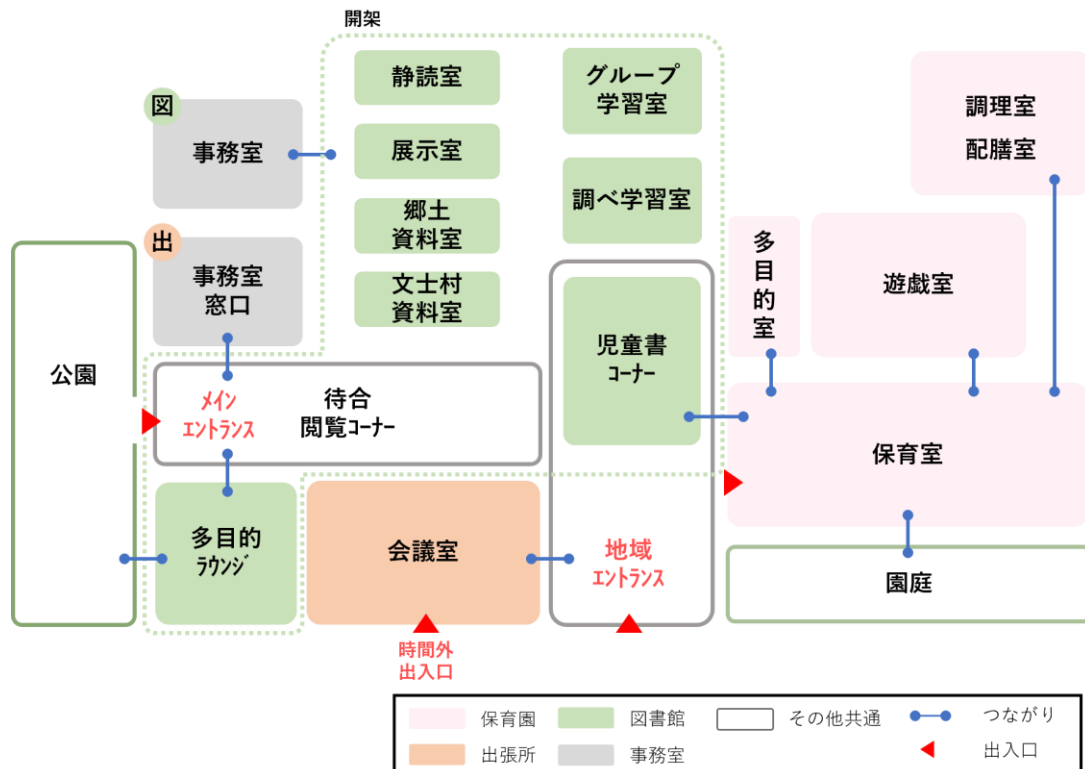


図 8 中馬込地区各室の連携イメージ

4. 施設計画

4-1. 中馬込複合施設計画

4-1-1. 配置比較

仮設建物を運用せずに工事ができること、旧旧耐震建築である図書館が早期に移転完了すること、建物で高低差を解消できること等を前提に、建設費・居住性への影響が大きい地下階を少なくすることを考慮し、総合的に各施設の配置を検討します。

下記比較検討により、B案が望ましいと考えます。

表 5 中馬込複合施設配置比較

案	上・中・下段 すべてに建設	中・下段に建設			下段のみに建設
	A	B	C	D	E
平面概念図					
断面概念図					
高低差処理	○ 全段に跨いで建設 建物で高低差処理	○ 下段・中段に建設 上段エントランス 建物で高低差処理	○ 下段・中段に建設 上段エントランス 建物で高低差処理	○ 下段・中段に建設 上段エントランス 建物で高低差処理	× 下段のみに建設 建物から上段に アクセス不可
地下階有無	○ 無	○ 無	○ 無	× 地下1層 (採光▼/建設費増)	× 地下2層 (採光▼/建設費増)
機能間の連携 (図書館・出張所 の配置)	○ 近接が可能	○ 近接が可能	△ 中段・下段に分断	△ 中段・下段に分断	○ 近接が可能
アクセス性 (図書館・出張所への アプローチ)	◎ 図書館・出張所に 上段からフラット にアクセス可	◎ 図書館・出張所に 上段からフラット にアクセス可	○ 出張所に上段から フラットに アクセス可	△ 図書館に上段から フラットに アクセス可	× 上段からアクセス 不可
図書館建設時期 (旧旧耐震建物 の移転)	× 上段に建設 (もっとも遅い)	○ 中段に建設	◎ 下段に建設	○ 中段に建設	◎ 下段に建設

特別出張所 図書館 保育園 P 駐車・駐輪場

4-1-2. ゾーニング計画

中段に特別出張所と図書館を一体的に整備します。保育園は下段に整備してセキュリティを確保しながら、中段に共通の地域エントランスを設けることで各機能の連携を図ります。

また、駅やバス通りからのアクセスを考慮し、上段にメインエントランスを設け、高低差を活用しさまざまな高さから建物に入れる計画を検討します。上段に整備する公園は来庁者も訪れるよう、建物との一体的な整備を検討します。

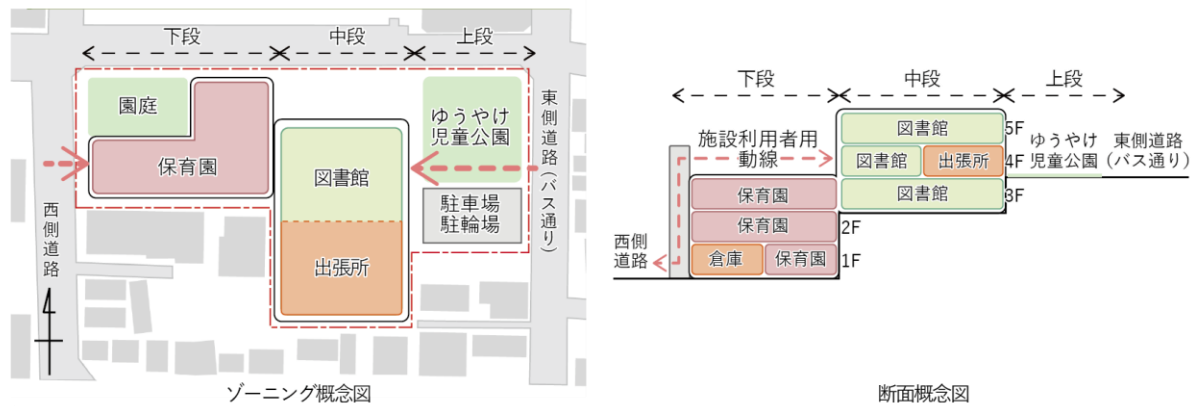
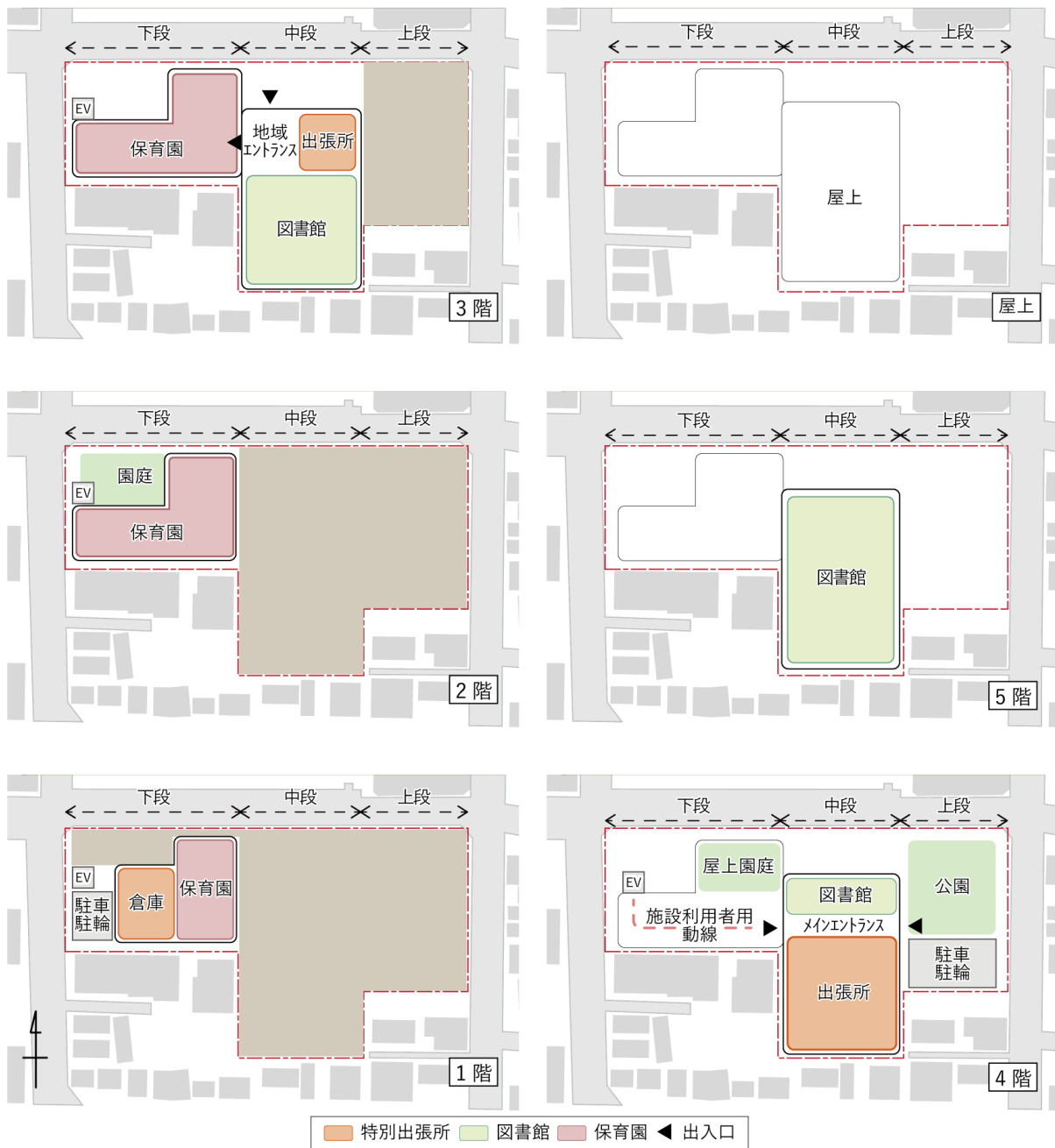


図 10 中馬込複合施設ゾーニング計画（詳細については設計段階で検討します。）

4-1-3. 平面計画案

高低差を解消するため、西側の下段（1階）から、東側の上段の高さ（4階）までをつなぐエレベーターを設置します。上段（4階）の公園からつながるメインのエントランスと合わせることで、どこからでもアクセスしやすい施設とします。

加えて、北側道路から入れる地域エントランスを中段（3階）に設け、開かれたロビー空間とすることで目的がなくても入りやすく、多世代交流のきっかけともなる施設を目指します。



4-1-4. 工事ステップ案

中馬込敷地特有の三段構成を活かし、段階的な施工によって行政サービスを停滞させることなく、仮設建物の不使用により総事業費を抑制しながら迅速な施設整備を実現します。

第Ⅰ期として東京地下鉄(株)用地（下段）に保育園を新築・移転します。

第Ⅱ期に中段の既存の保育園の解体と図書館・特別出張所の新築・移転を順次行います。

第Ⅲ期に上段の既存の特別出張所を解体し、公園及び駐車・駐輪場の整備を行います。

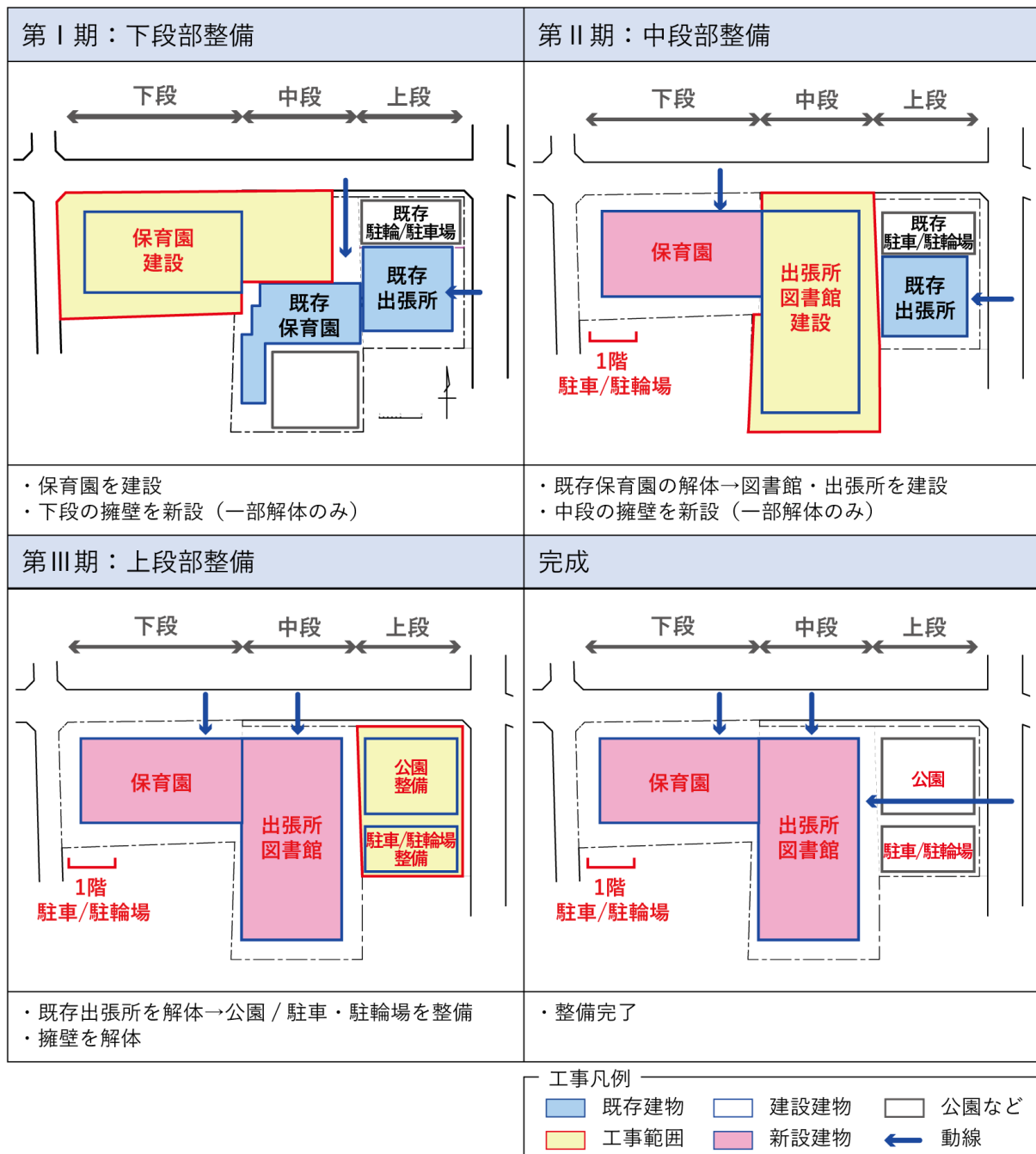


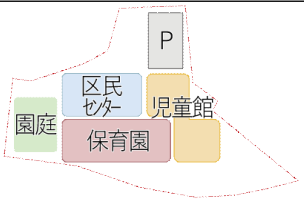
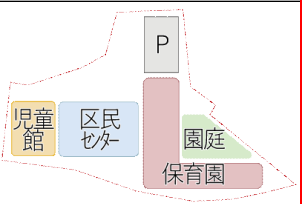
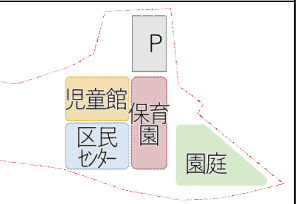
図 12 中馬込複合施設工事ステップ案

4-2. 南馬込複合施設計画

4-2-1. 配置比較

高低差を有効活用すること、建設費・居住性への影響が大きい地下階を少なくすること、近隣住民への音や圧迫感等の影響を少なくすること等を考慮し、総合的に各機能の配置を検討します。下記比較検討により、B案が望ましいと考えます。

表 6 南馬込複合施設配置比較

案	平面展開配置・低層化		集約配置・高層化
	A	B	C
平面概念図			
高低差処理	○ セキュリティの高い児童館・保育園により分断	◎ 建物で高低差処理	◎ 建物で高低差処理
地階利用	○ 地階利用は少ない	○ 地階利用は少ない	× 建築面積が小さく地階利用が多い
近隣配慮	近隣への圧迫感	△ 北東側住宅への圧迫感	○ 北西側隣地境界からセットバック
	視線	△ 園庭と見合わせるため配慮	○ 北西側は窓設置に配慮
	園庭配置	× 園庭が西側で北西側住宅に近接	◎ 園庭が既存位置に近い

4-2-2. ゾーニング計画

既存の保育園と近くなることに加え、比較的平坦な園庭を確保できることから、東側に保育園を計画します。

区民センターについては、北側と南側道路の両側からアクセスでき、ロビー空間や図書サービスコーナーを介して施設を通り抜けることができる計画を検討します。

児童館については、近隣小学校からのアクセスを考慮した配置とすることに加え、ベビーカーで訪れる乳幼児親子に対しても利用しやすい配置とします。

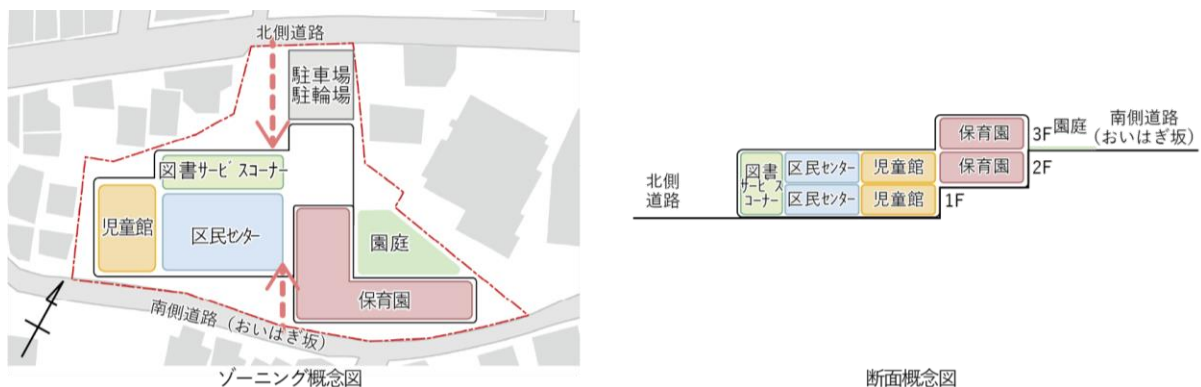


図 13 南馬込複合施設ゾーニング計画（詳細については設計段階で検討します。）

4-2-3. 平面計画案

高低差のある敷地の傾斜に沿って、低層の住宅地と調和のとれた建物を計画します。北側と南側の道路をつなぐ通り抜け階段やエレベーターによって高低差を解消し、さらに地域の回遊性の向上を目指します。

開かれたロビー空間や図書サービスコーナーによって、目的がなくても入りやすく、地域の居場所になり多世代交流のきっかけともなる施設を目指します。

保育園や児童館のセキュリティは確保しながら、図書サービスコーナーや体育室の出張利用や、通り抜け階段へ面した各室の作り方の工夫を通して、各機能の連携を図ります。

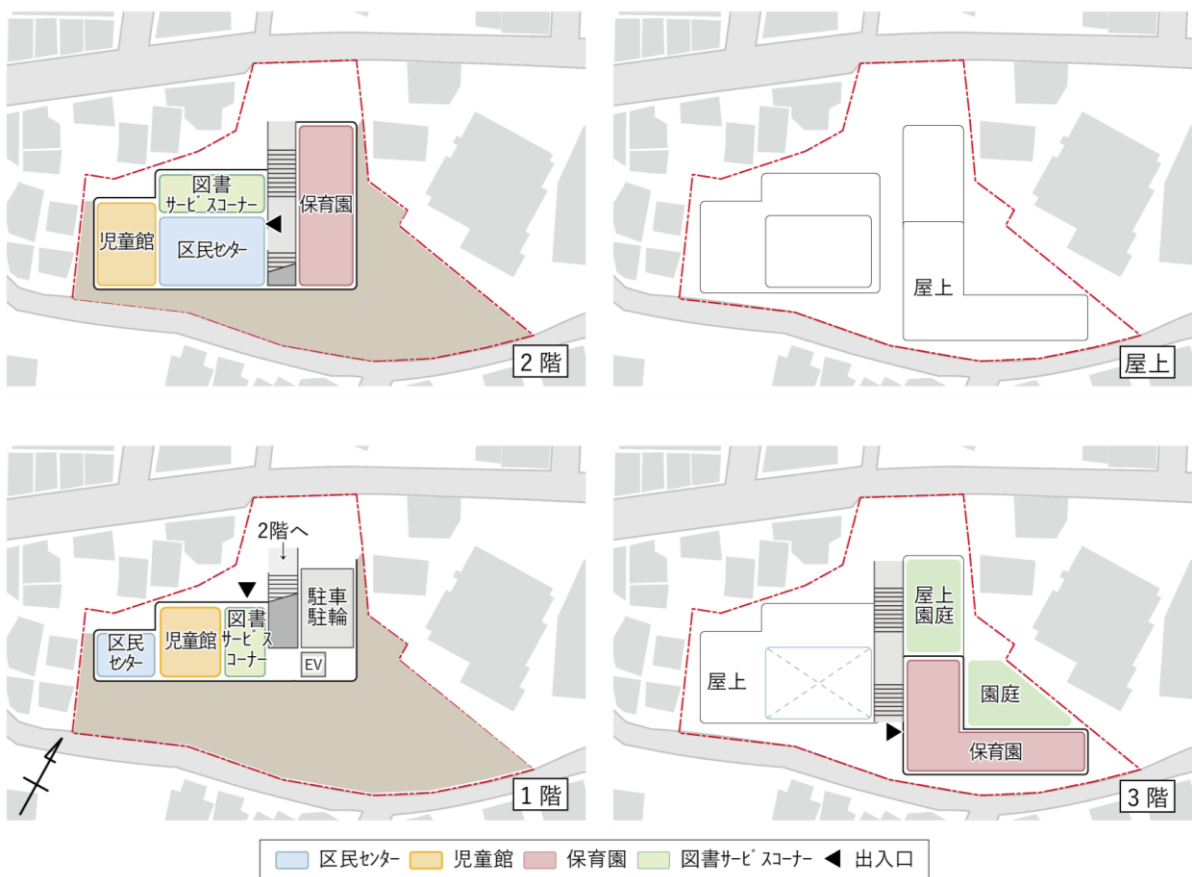


図 14 南馬込複合施設平面計画案

4 - 3. 環境計画

4 - 3 - 1. 環境負荷低減基準（ZEB基準）

本基本計画における環境計画は、パリ協定をはじめとした世界的な動向や、2050年のカーボンニュートラル社会の実現に向けて、「大田区環境アクションプラン」に準拠したものとします。

本事業は、脱炭素社会を実現する上で影響の大きい解体・新設工事を伴うことから、「第2次大田区環境基本計画」及び「大田区脱炭素戦略」（省エネ、再エネ、蓄エネ等）を基に、ZEB Readyの達成を目指します。

併せて、循環型社会の実現に向けて、再生可能エネルギーの活用や緑化によるヒートアイランド現象の抑制等を検討します。

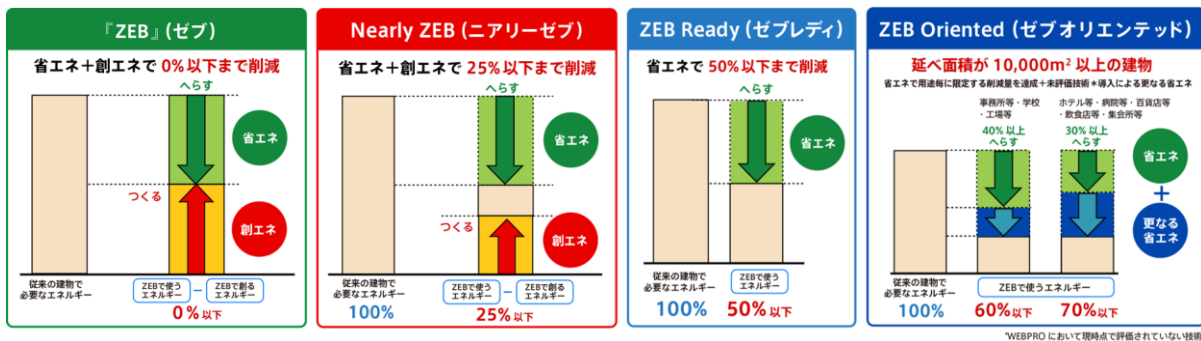


図 15 ZEB の定義（出典：環境省「ZEB PORTAL」）

ZEB Ready の達成に向けて、エネルギー消費量を減らす日射遮蔽、外皮性能向上、昼光利用、自然換気等の「建物内の環境を適切に維持するために必要なエネルギー量を減らすための技術（パッシブ技術）」と、高効率機器（照明、空調）の採用等の「エネルギーを効率的に利用するための技術（アクティブ技術）」の導入を検討します。

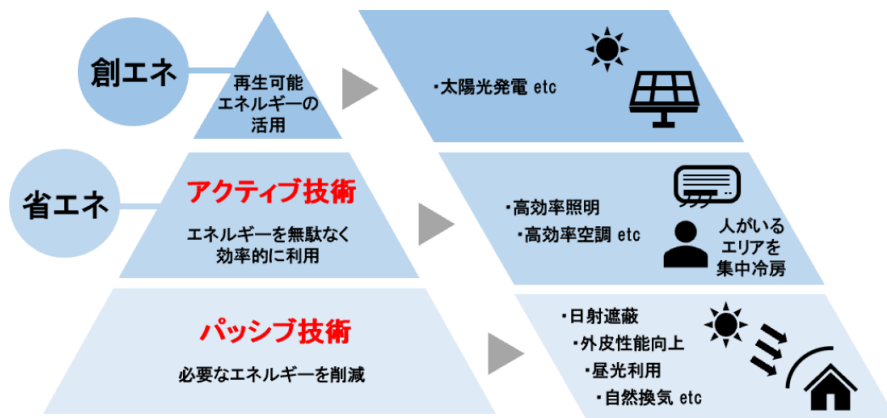


図 16 ZEB 達成のための方策

4-3-2. 自然エネルギー活用方針

ZEB Ready の達成に向け、馬込地区ならではの敷地特性を踏まえた自然エネルギーの活用を検討します。

○高低差を活用した自然換気

建物を地形に沿って配置し、高低差で生じる温度差を活用した換気を行います。建物上階では積極的に自然光を取り入れるとともに、下階との温度差による換気を促進します。

○自然風の活用

馬込地域の卓越風（春の南風、秋の北風）に配慮した建物配置により、春や秋の中間期において、敷地内や建物内に効果的に自然風を取り込みます。

○安定した北側拡散光の確保と南側直達日射の抑制

エントランスや各室の開口部、園庭やテラスを北側に配置し、安定した光環境を実現します。南側の直達日射を遮蔽することで、過度な熱負荷の取得を抑制します。

○植栽の蒸散効果の活用

地域と連続したランドスケープの形成を目指します。既存樹の活用も検討し、植栽によって園庭やテラス等に日陰をつくることで、屋外の活動を促します。また、植物の空気清浄効果や蒸散効果により、室内に冷涼な風を取り込みます。

屋上緑化についても検討し、豊かな活動空間の創出、蒸散効果による建物外皮への熱負荷の低減、及び周辺地域のヒートアイランド現象の緩和を図ります。

4－3－3．各機能の環境計画

複合施設の各機能の特性に応じた環境計画を行います。

○図書館

多様な活動を創出する拠点として、様々な活動に対応した、快適な環境の実現を目指します。

閲覧や展示の空間においては、床吹出空調等を採用することで、体に直接当たる風や騒音を抑え、読書等に集中できる静かで落ち着いた環境とします。

児童書コーナーにおいては、こどもがのびのびと活動できるよう、他の利用者への騒音等の影響が少ない空間を目指します。

多目的ラウンジは、公園やテラスとの一体的な活動が可能となるよう、屋外の暑さや寒さといった気温の変化に左右されにくい空調システムを検討します。

○特別出張所

待合においては、施設を訪れてすぐに快適な温度を感じられるスポット空調等を導入することで、心地よく過ごせる環境を検討します。

事務室においては、空調・照明の個別制御システム等の導入により、個人に応じた快適性を確保し、快適性と省エネルギーに寄与する計画を検討します。

○保育園

自然風・自然光の積極的な利用や、木のぬくもりを感じる自然素材を用いた内装により、こどもたちの健やかな成長をサポートする環境を目指します。

○区民センター・児童館

子育てや学習の空間においては、床付近の埃の舞い上がりにくい空調方式を採用する等、床に近い位置で過ごす乳幼児や児童が安心して過ごせる環境を実現します。

運動を行う体育室等の天井高の高い大空間では、人が活動する高さを優先的に空調する居住域空調の導入により、快適性と省エネルギーの両立を目指します。

4 - 4. 構造計画

4 - 4 - 1. 耐震性能の検討

両地区の施設については、多数の区民が利用する公共施設であり、かつ災害時には重要な役割を担うことから、高い耐震安全性を確保します。

構造計画の策定にあたって、国土交通省の「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」及び東京都財務局の「構造設計指針」に準拠した計画とします。具体的な目標設定として、構造体は「Ⅱ類」、建築非構造部材は「A類」、建築設備は「乙類」とします。

表 7 耐震安全性の目標

(出典：国土交通省「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準及び同解説（令和3年版）」を加工して作成)

部 位	分 類	耐 震 安 全 性 の 目 標
構 造 体	I 類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

表 8 施設の分類（出典：東京都財務局「構造設計指針・同解説（令和5年版）」を加工して作成）

分類	目標水準		対象とする施設	用途例
	耐震	耐風		
I	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	稀に発生する暴風に比べ、遭遇する可能性が十分低い暴風に対して、人命の安全に加えて十分な機能の確保が図られている。	(1) 災害応急対策活動に必要な施設のうち特に重要な施設。 (2) 多量の危険物を貯蔵又は使用する施設、その他これに類する施設。	・ 本庁舎、地域防災センター、防災通信施設 ・ 消防署、警察署 ・ 上記の附属施設（職務住宅・宿舎は分類Ⅱ。）
Ⅱ	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている。	稀に発生する暴風に比べ、遭遇する可能性が低い暴風に対して、人命の安全に加えて機能の確保が図られている。	(1) 災害応急対策活動に必要な施設。 (2) 地域防災計画において避難所等として位置付けられた施設。 (3) 危険物を貯蔵又は使用する施設。 (4) <u>多数の者が利用する施設。ただし、分類Ⅰに該当する施設は除く。</u>	・ 一般庁舎 ・ 病院、保健所、 <u>福祉施設</u> ・ 集会所、会館等 ・ 学校、 <u>図書館</u> 、社会文化教育施設等 ・ 大規模体育館、ホール施設等 ・ 市場施設 ・ 備蓄倉庫、防災用品庫、防災用設備施設等 ・ 上記の附属施設
Ⅲ	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られている。	稀に発生する暴風に対して、人命の安全に加えて機能の確保が図られている。	分類Ⅰ及びⅡ以外の施設。	・ 寄宿舍、共同住宅、宿舎、工場、車庫、渡り廊下等 ※都市施設（「都市計画法」第11条参照）については別に考慮する。

表 9 非構造部材の耐震目標水準（出典：東京都財務局「構造設計指針・同解説（令和5年版）」を加工して作成）

分類	目標水準	対象とする施設
A	大地震動後、災害応急対策活動や被災者の受け入れの円滑な実施、又は危険物の管理のうえで、支障となる非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られている。	(1) 災害応急対策活動に必要な施設 (2) 危険物を貯蔵又は使用する施設 (3) 地域防災計画において避難所等として位置付けられた施設
B	大地震動により非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られている。	(1) 多数の者が利用する施設 (2) その他、分類 A 以外の施設

5. 事業費用概算

建設事業費の算定はその施設の意匠や構造、設備内容の仕様により大きく異なりますが、今後の基本設計でこれらの諸条件についての具体的な検討を行うため、本基本計画では従来方式の場合の類似事例による 1 m²あたりの工事費単価を元に算出します。

表 10 事業費用概算

区分		延べ面積 (m ²)	単価 (円/m ²)	概算工事費 (円・税別)	備考
中馬込地区	複合施設新設	4,600	1,220,000	56.1 億	類似事例単価
	既存施設解体	3,282	65,000	2.1 億	類似事例単価
南馬込地区	複合施設新設	3,150	1,250,000	39.4 億	類似事例単価

概算条件

- ・ 2026 年 3 月段階の概算金額であり、今後の物価上昇は含みません。
- ・ 地盤調査結果によって変動します。
- ・ ZEB Ready 目標での概算となります。
- ・ 工事費には外構整備（公園含む）も含まれます。

別途工事

- ・ アスベスト、PCB、ダイオキシン等の環境汚染物質の調査・撤去・処分は工事費に含みません。
- ・ 地中障害及び汚染度の除去・処分等は工事費に含みません。
- ・ 什器・備品等の引っ越し費用や保管費用等は工事費に含みません。
- ・ 什器・備品・カーテンブラインド・地中埋設物撤去費・各種引き込み負担金・電波障害対策費は工事費に含みません。
- ・ 情報通信設備（サーバー等）は工事費に含みません。
- ・ その他予想外の要因による特殊工事は工事費に含みません。

6. 今後のスケジュール

今後のスケジュール案は以下のとおりです。計画段階の想定工事時期を記載しています。

今後の検討によりスケジュールは変更となる可能性があります。

年度 内容	令和8	令和9	令和10	令和11
設計工程		基本設計	実施設計	
地域調整 (説明会等)	説明会等			
申請工程			開発 計画通知	
工事工程				工事

※工事期間中はゆうやけ児童公園を廃止し、建替え工事後に同規模の公園を再整備します

図 17 中馬込地区スケジュール

年度 内容	令和8	令和9	令和10	令和11
設計工程		基本設計	実施設計	
地域調整 (説明会等)	説明会等			
申請工程			48条 開発 計画通知	
工事工程				工事

図 18 南馬込地区スケジュール

地域産業委員会 令和8年6月18・19日
地域未来創造部 資料2番
所管 地域力推進課 池上特別出張所 スポーツ推進課 文化芸術推進課

地域未来創造部所管施設の工事に伴う利用の一時休止について

地域未来創造部所管施設において以下の工事を行う予定のため、施設の利用を一時休止する（休止期間が1か月を超える予定のもの）。

1 対象施設

施設名	工事内容	利用休止期間（予定）	備考
池上会館	本館集会室特定天井耐震改修等工事	令和8年1月1日から 令和9年3月31日まで	
	西館仮設間仕切り工事	令和7年11月1日から 令和8年12月31日まで	
新蒲田一丁目複合施設 (カムカム新蒲田)	緑地スペース改修工事	令和8年8月から 11月上旬まで	西側自転車等駐車場の使用制限（予定）
大田スタジアム	人工芝改修その他工事	令和8年10月から 令和9年1月まで	
平和島公園水泳場	特定天井改修工事	令和8年11月から 令和9年3月まで	
東調布公園水泳場	防火シャッター改修工事	令和8年12月から 令和9年2月まで	
萩中公園水泳場	大規模改修工事	令和9年4月から 令和10年6月まで	
大田区民ホール・ア プリコ	ケーブルリール交換 工事等	令和9年1月	利用休止箇所：大ホール
大田区民プラザ	小ホールステージ床 面張替工事	令和8年11月から 令和9年1月まで	利用休止箇所：小ホール
郷土博物館	館内照明LED化工事	令和8年12月から 令和9年3月のうち数か月間	

2 利用者への周知方法

- （１）大田区公共施設利用システム「うぐいすネット」
- （２）大田区ホームページ
- （３）施設内掲示 等

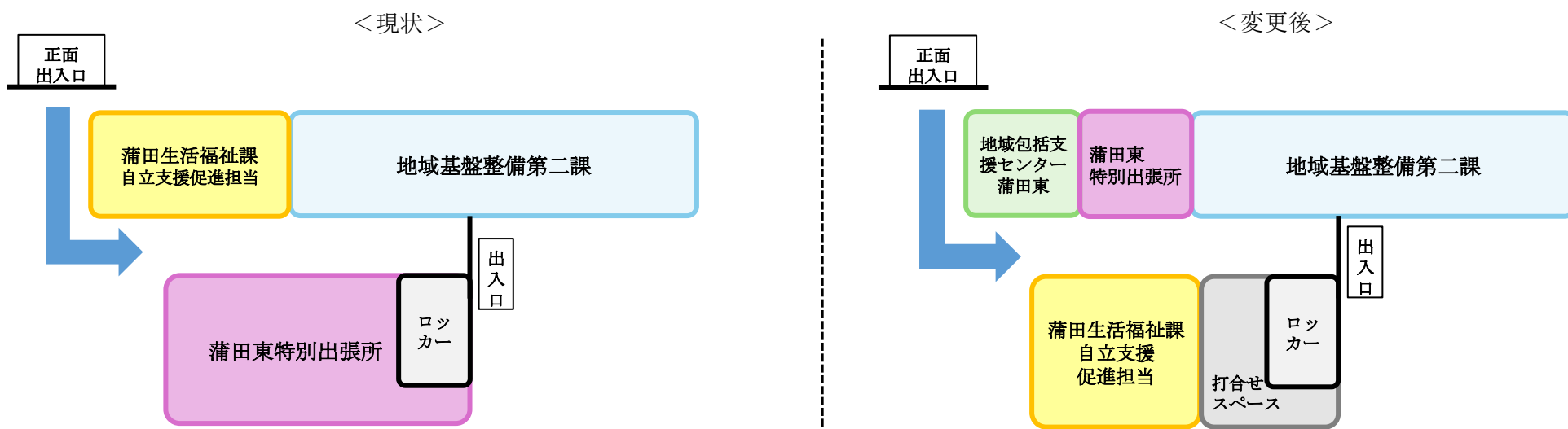
3 その他

- ・工事に関して、工期及びそれに伴う利用休止期間は変動する可能性あり。
- ・大田区民プラザ小ホールステージ床面張替工事について、解体時における騒音等の影響を考慮し、近接する大ホール及び展示室の利用を令和8年11月9日から19日までの間休止する予定（土・日除く）。

「おおたの窓口2.0」に伴う蒲田東特別出張所の再配置について

- 令和8年3月5日総務財政委員会、地域産業委員会、健康福祉委員会における所管事務報告「「おおたの窓口2.0」に伴う施設設置及び再配置について」のとおり、区では「行かない」「書かない」「待たない」「回らない」窓口の実現を目指し、デジタル技術を活用した区民サービスの提供実現に向けて、段階的に整備を進めることとしている。
- 取組の一環として蒲田東特別出張所の窓口機能を休止し、蒲田地域庁舎の1階各課において必要なレイアウト変更を行うとともに、余剰床を活用して「地域包括支援センター蒲田東」を蒲田地域庁舎1階に移転させる。
- 今後、蒲田東を含む特別出張所は、地域住民に最も身近な行政として、地域の実情を反映したつながりや住民同士の支え合いを生む地域共生社会を推進するため、日頃から地域の困り事等を関係機関等につなぐ中間支援機能や、地域防災・地域福祉など地域主体の活動に寄り添い・支える機能の強化等を図っていく。

1. レイアウト



2. スケジュール

8月末 蒲田東特別出張所窓口休止

→マイナンバーカードに関する処理、引越しの届出、戸籍の届出、印鑑登録申請、住民票などの証明書の発行、国民健康保険や後期高齢者医療、国民年金に関すること、税金などの払い込み

9月下旬 蒲田地域庁舎レイアウト変更（上記レイアウト図のとおり）※地域包括支援センター蒲田東は年度内に移転予定

地域産業委員会 令和 8 年 6 月 18・19 日
地域未来創造部 資料 4 番
所管 スポーツ推進課

大田区立公園水泳場の指定管理者候補者の選定について

現行の指定管理期間が令和 8 年度末をもって終了する以下の大田区立公園水泳場について、次期指定管理者の候補者を選定する。

1 対象施設

- (1) 大田区立平和島公園水泳場（大田区平和島四丁目 2 番 2 号）
- (2) 大田区立東調布公園水泳場（大田区南雪谷五丁目 13 番 1 号）
- (3) 大田区立萩中公園水泳場（大田区萩中三丁目 26 番 46 号）

2 指定期間及び選定方法

- (1) 平和島公園水泳場及び東調布公園水泳場
令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間（予定）
公募型プロポーザル方式
- (2) 萩中公園水泳場
令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 2 年間（予定）
特命指定方式（指定管理期間の延長）

3 主な手続き日程（予定）

項目	日程	
	平和島・東調布公園水泳場	萩中公園水泳場
募集要項の公表	令和 8 年 7 月 1 日	—
見学会	7 月 10 日	—
応募受付	7 月下旬	—
選定委員会の開催	9 月上旬から 9 月下旬	
指定管理者の指定 （議案上程）	第 4 回定例会	

4 その他

萩中公園水泳場については、令和 9 年度から令和 10 年度にかけて大規模改修工事に伴う休館を予定している。工事期間中という特殊な事情に鑑み、選定委員会による審査の上、現指定管理者が引き続き運営を行い、指定管理期間は工事期間を含む 2 年間とする。

大田区産業のまちづくり条例の改正について

1 条例改正の背景と目的

平成7年に「大田区産業のまちづくり条例」を施行し、条文の前文に掲げる理念のとおり、産業環境の維持・発展を通じて、新産業・新技術の創出を支援するとともに、生活・文化と産業が結び付いた、快適な産業のまちの形成を目指してきた。一方、この30年の間に、区内産業集積の構造や対応すべき課題が大きく変化しているため、現在の社会状況及び基本構想に掲げた2040年頃の大田区産業の将来像を踏まえて条例の全部改正を行う。

2 条例改正の趣旨・対象条文

(1) 前文

ア 改正の趣旨

現在の社会状況や2040年頃の大田区の産業の将来像を踏まえ、産業を取り巻く環境の変化に対応しながら、産業の持続的な発展を促す必要性を明確化し、生活環境との調和を図りつつ、脱炭素や資源循環、事業継続、良好な労働環境等の考え方を反映するため、下線部を見直す。

イ 対象条文

大田区は、産業のまちである。

工業をはじめ、商業、農業、漁業などの産業は、区民の生活を支え、豊かな文化を生み出してきた。

また、区民の生活と文化が、経済活動と技術を支え、生き生きとした産業のまちを形成してきた。

さらに、大田区の産業は、これまでの様々な社会経済情勢の変化に適応する柔軟性を特定の産業に過度に依存しない中小企業の集積という形を維持することで実現してきた。

一方、近年の技術革新やデジタル化の進展、イノベーションの加速、国際的なサプライチェーン再編や投資環境の変動、人手不足や労働条件の変化、エネルギー及び資源制約、気候変動に伴う影響、災害リスクの増大などにより、産業を取り巻く環境は急速に変化している。

このような変化に対応しながら、大田区の産業総体の活力を維持確保し、さらに発展させていくことは、区内において産業経済活動に関わる者（以下「産業者」という。）、区民及び区の共通の課題となっている。

その解決のためには、区民の生活様式や社会意識の変化に合わせ、生活と産業の調和を保ちながら持続的に産業環境の創造を進めなければならない。すなわち、快適で安全な生活環境を基盤として調和を図りつつ、脱炭素の取組や資源の循環、事業の継続性の確保及び良好な労働環境の実現を含め、産業の持続的な発展を促す都市環境を整備する必要があ

る。

産業環境の創造を通じて、大田区の産業は、世界や地域との交流を軸に、新しい産業と技術を創出するとともに、イノベーションを促進し、生活及び文化と産業が結び付いた快適で安全な環境の形成を目指すものとする。

区民は、大田区の産業が区民生活を支え、なかでも、ものづくり機能とこれを支える産業が、ものづくりと関連する技術や人材及びこれらの連携等を含めて、日本や世界の人々の共有財産であることを認識し、将来にわたって大田区を産業のまちとするために、この条例を制定する。

(2) 目的（条例第1条）

ア 改正の趣旨

産業の持続的な発展を図るとともに、地域社会の発展に資する視点がより分かりやすく伝わるよう下線部を見直す。

イ 対象条文

この条例は、大田区における産業の振興に関する基本的事項を定め、産業と生活環境の調和を図りつつ、産業の持続的発展に向けた施策を推進することにより、区民生活の向上及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(3) 基本方針（条例第2条）

ア 改正の趣旨

連携先や支援範囲を見直しつつ、脱炭素・資源循環の推進、災害時等の事業継続と地域の安全・安心、労働環境の向上、デジタル化等への対応に向けた環境整備を位置付け、産業の生産性・競争力の向上を図る必要性を明確化するため（イ）、（ウ）の下線部を見直す。あわせて、人材の育成や参画を重視する考え方を反映するため（エ）の下線部を追加する。

イ 対象条文

次に掲げる事項を基本として、産業者を中心に、区民及び区が一体となって産業のまちづくりを推進する。

- （ア）地域に培われてきた資源を生かしながら、産業構造及び生活者意識の変化に対応する新しい産業集積の形成を図ること。
- （イ）教育機関、研究機関、金融機関、関係団体、国及び東京都その他地方公共団体と連携し、産業者、区民及び区が共に価値を創造するとともに、産業者に備わる創造性と自律的な活力を生かしながら、研究開発から事業化及び販路拡大までを支援し、産業の活性化を図ること。
- （ウ）都市基盤の整備を進めながら、地域のまちづくりと連動して、誰もが利用しやすく、生活環境と調和する産業立地環境を整備するとともに、脱炭素及び資源循環の推進、災害時等の事業継続、地域の安全・安心の確保、労働環境の向上並びにデジタル化を

はじめとする新たな産業動向に対応可能な環境整備を図り、産業の生産性及び競争力の向上に資すること。

- (エ) 人材の育成、技能及び技術の継承、多様な人材の参画並びに働きがいの向上を重視すること。

(4) 区の施策（条例第3条）

ア 改正の趣旨

住・商・工の調和を踏まえた環境整備や操業環境の維持・向上をより明確化するとともに、産業を担う人材の確保・定着の観点、技能・技術の継承にとどまらない高度化の必要性などを反映するため（イ）～（オ）、（キ）の下線部を見直す。また、需要創出や販路開拓、産学官金等の連携による取引の活性化を図る必要性を明確化し、デジタル化やデータ活用、脱炭素・環境改善・資源循環、災害や感染症、事故、サイバー攻撃等に備えた事業継続の取組を支援する考え方を反映するため（ク）～（サ）の下線部を追加する。

イ 対象条文

区は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を基本施策として、産業の振興に努めるものとする。

- (ア) 産業に関する情報の受発信、調査研究並びに区内外との交流及び連携
- (イ) 住・商・工が調和する環境の整備並びに産業の操業環境の維持及び向上
- (ウ) 産業を担う人材の育成、確保及び定着
- (エ) 技能技術の継承及び向上並びに高度化のための支援
- (オ) 中小企業に対する経営の安定及び改善のための支援
- (カ) 中小企業に対する融資及び助成
- (キ) 地域社会における産業の意義及びものづくりの魅力の周知並びに産業集積の維持発展に資する情報発信
- (ク) 需要創出、販路開拓、産学官金等の連携の推進による取引の活性化
- (ケ) デジタル化、DX推進及びデータ活用に関する支援
- (コ) 脱炭素、環境改善及び資源循環に関する支援
- (サ) 災害、感染症、事故及びサイバー攻撃等のリスクに備えた事業継続の取組の支援
- (シ) その他区長が産業の振興のために必要と認める施策

(5) 産業者の役割（条例第4条）

ア 改正の趣旨

産業者に対し、良好な労働環境の確保、技能及び技術の継承並びに適正な取引の推進に努める必要性を明確化するため（イ）の下線部を追加する。また、商店街において小売店等を営む産業者については、商店会等が行う事業への積極的な参画を通じて、地域のにぎわいの維持に協力する趣旨を明確化するため（ウ）の下線部を見直す。

イ 対象条文

- (ア) 産業者は、区民の健康及び安全に配慮するとともに、創造性と自律的な活力に基づく産業活動を通じて、区民生活及び地域環境の向上に努めるものとする。
- (イ) 産業者は、良好な労働環境の確保、技能及び技術の継承並びに適正な取引の推進に努めるものとする。
- (ウ) 商店街において小売店等を営む産業者は、当該商店街の振興のため商店会等が行う事業への積極的な参画を通じ、地域のにぎわいの維持に協力するように努めるものとする。

(6) 区民の理解と協力（条例第5条）

ア 改正の趣旨

区民に対し、ものづくりや大田区の産業の魅力への理解を深めることに加え、地域活動への参画を通じて産業全体を支える取組への協力に努める趣旨を明確化するため（イ）の下線部を追加する。

イ 対象条文

- (ア) 区民は、産業の振興が区民生活の安定と向上及び地域社会の活性化に寄与することを理解し、産業者及び区と協力して、生活と産業が共存するまちづくりに努めるものとする。
- (イ) 区民は、ものづくり及び大田区の産業の魅力についての理解を深めるとともに、地域活動への参画を通じ、産業全体を支える取組に協力するよう努めるものとする。

(7) 委任（条例第6条）

現在の条文をそのまま引き継ぐ。

3 今後のスケジュール（予定）

(1) パブリックコメント実施

令和8年7月1日（水）～7月22日（水）

(2) 施行日

令和9年1月1日

○大田区産業のまちづくり条例

平成7年10月16日

条例第47号

改正 平成18年3月20日第13号

大田区は、産業のまちである。

ナショナル・テクノポリスと呼ばれる工業をはじめ、商業、農業、漁業などの産業が、区民の生活を支え、豊かな文化を生み出してきた。

一方、区民の生活と文化が、経済活動と技術を支え、生き生きとした産業のまちを形成してきた。

産業の持つ意義と魅力を考えるとき、産業構造の変化に対応しながら、大田区の産業総体の活力を維持確保して、さらに発展させていくことは、産業者、区民及び区の大きな課題となっている。

しかし、そのためには、区民の生活様式や社会意識の変化に合わせた産業環境の創造を進める必要がある。すなわち、生活と産業が共存できる条件を整えながら、魅力ある地域づくりを進め、産業を活性化させる都市環境を整備することである。

産業環境の創造を通じて、大田区の産業は、世界や地域との交流を軸に、新しい産業と技術を創出するとともに、生活・文化と産業が結び付いた快適環境の形成を目指すものとする。

区民は、大田区の産業が区民生活を支え、なかでも、ものづくり機能が日本や世界の人々の共有財産であることを認識し、将来にわたって大田区を産業のまちとするために、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、大田区産業の振興に関する基本的事項を定めることにより、生活環境と調和する産業のまちづくりを推進し、もって区民生活の向上に寄与することを目的とする。

(基本方針)

第2条 次に掲げる事項を基本として、区内において産業経済活動にかかわる者（以下「産業者」という。）を中心に、区民及び区が一体となって産業のまちづくりを推進する。

- (1) 地域に培われてきた資源を生かしながら、産業構造と生活者意識の変化に対応する新しい産業集積の形成を図ること。
- (2) 国、東京都その他地方公共団体及び教育・研究機関等と連携し、産業者に備わる創造性と自律的な活力を生かしながら産業の活性化を図ること。
- (3) 都市基盤の整備を進めながら、地域のまちづくりと連動して、生活環境と調和する産業立地環境を整備すること。

(区の基本施策)

第3条 区は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を基本施策として、産業の振興に努めるものとする。

- (1) 産業に関する情報の受発信、調査研究並びに区内外との交流及び連携
- (2) 住・商・工が調和する環境整備事業
- (3) 産業を担う人材の育成及び福利厚生
- (4) 技能技術の継承と向上及び新産業・技術開発のための交流
- (5) 中小企業に対する経営の安定と改善のための指導及び相談

- (6) 中小企業に対する融資及び助成
 - (7) 地域社会における産業の意義及びものづくりの魅力を明らかにする広報活動
 - (8) その他区長が産業振興のために必要と認める施策
- (産業者の役割)

第4条 産業者は、区民の健康と安全に配慮しながら、創造性と自律的な活力に基づく産業活動を進めることを通じて、区民生活と地域環境の向上に努めるものとする。

2 商店街において小売店等を営む産業者は、当該商店街の振興のため商店会等が行う事業への積極的な参加と応分の負担等を行うことにより当該事業に協力するように努めるものとする。

(区民の理解と協力)

第5条 区民は、産業の振興が区民生活の安定と向上及び地域社会の活性化に寄与することを理解し、産業者及び区と協力して、生活と産業が共存するまちづくりに努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、別に区長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成18年3月20日条例第13号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

大田区賃貸工場等の指定管理者の募集について

1 募集の趣旨

大田区は、工場集積の維持発展及び地域産業の活性化を図るとともに、住・商・工が調和する環境を整備する事業のひとつとして、工場アパートを設置・管理している。また、区内の中小企業者の生活の安定と福祉向上を図り、大田区産業の振興に寄与するため、中小企業者賃貸住宅を設置・管理している。

同施設は指定管理者による運営を行っており、令和 9 年 3 月 31 日に指定期間が満了となるため、以下のとおり指定管理者を募集する。

2 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日までの 5 年間（予定）

3 対象施設

大田区立下丸子テンポラリー工場	大田区下丸子四丁目 9 番 14 号
大田区立本羽田二丁目工場アパート	大田区本羽田二丁目 7 番 1 号
大田区立本羽田二丁目第 2 工場アパート	大田区本羽田二丁目 12 番 1 号
大田区中小企業者賃貸住宅	大田区本羽田二丁目 12 番 2 号

4 選定方式

公募型プロポーザル方式とする。

5 スケジュール（予定）

令和 8 年 7 月上旬	募集要項の配布
令和 8 年 7 月中旬～ 7 月下旬	申請書受付期間
令和 8 年 8 月上旬～ 8 月中旬	第一次審査（書類審査）
令和 8 年 8 月下旬～ 9 月上旬	第二次審査（面接審査）
令和 8 年 区議会第 4 回定例会	指定管理者指定の上程

【大田区制80周年記念】「わくわく！レシート抽選会」の実施について

1 事業趣旨

物価高騰等の影響により消費マインドが低下する中、区内消費の喚起及び商店街の活性化を図るため、大田区制80周年記念事業の一環として、大田区商店街連合会と連携し、「わくわく！レシート抽選会」を実施する。

2 実施概要

(1) 実施期間

応募期間：令和8年8月1日（土）から8月8日（土）まで

抽 選 日：令和8年8月27日（木）（予定）

景品発送：令和8年9月上旬

(2) 応募条件

区内店舗で発行された税込5,000円以上のレシート（合算可）を応募対象とする。

(3) 応募方法

対象レシートを郵送等により応募

(4) 景品

抽選で大田区内共通商品券を進呈する。

10万円分×5本、5万円分×10本、3万円分×20本、2万円分×45本

合計80本（景品総額250万円）

※当選発表は景品の発送をもって代える。

3 実施体制

本事業は、大田区商店街連合会へ運営を委託し、景品は双方協力のもと実施する。

4 周知方法

区報、区ホームページ、商店街ポスター・チラシ等を活用し周知する。

※事業の詳細は、現在、大田区商店街連合会と調整中